

釧路市過疎地域持続的発展市町村計画書
(令和8年度～令和12年度)

北海道釧路市

目次

1 基本的な事項

(1) 釧路市の概況	1
ア 釧路市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 釧路市における過疎の状況	3
ウ 釧路市の社会経済的発展の方向	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
ア 人口の推移と動向	5
イ 産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	7
ア 財政の状況	7
イ 施設整備水準等の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
ア 移住・定住	13
イ 地域間交流	13
ウ 人材育成	13
(2) その対策	13
ア 移住・定住	13
イ 地域間交流	14
ウ 人材育成	14
エ 過疎地域持続的発展特別事業	14
(3) 計画	14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	17
ア 農業	17
イ 林業	17
ウ 水産業	18
エ 地場産業の振興	19
オ 商業	20
カ 情報通信産業	20
キ 観光又はレクリエーション	21
ク その他	21
(2) その対策	21
ア 農業	21
イ 林業	22

ウ	水産業	22
エ	地場産業の振興	22
オ	商業	22
カ	情報通信産業	22
キ	観光又はレクリエーション	22
ク	過疎地域持続的発展特別事業	23
ケ	その他	23
(3)	計画	24
(4)	産業振興促進事項	32
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	32
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	32
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	32
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	34
ア	電気通信施設及び情報化	34
(2)	その対策	34
ア	電気通信施設及び情報化	34
(3)	計画	35
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	36
ア	道路	36
イ	交通	36
ウ	農林道等	37
(2)	その対策	37
ア	道路	37
イ	交通	37
ウ	農林道等	37
エ	過疎地域持続的発展特別事業	37
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	41
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	42
ア	公園緑地	42
イ	水道施設	42
ウ	下水道施設	42
エ	廃棄物処理施設	43
オ	火葬場	43
カ	消防施設	43
キ	防災	44
ク	公営住宅	44
ケ	その他	44
(2)	その対策	44

ア	公園緑地	44
イ	水道施設	45
ウ	下水道施設	45
エ	廃棄物処理施設	45
オ	火葬場	45
カ	消防施設	45
キ	防災	45
ク	公営住宅	45
ケ	その他	45
コ	過疎地域持続的発展特別事業	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	49
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	52
ア	児童福祉	52
イ	保健	52
ウ	高齢者福祉	52
エ	障がい者福祉	53
(2)	その対策	53
ア	児童福祉	53
イ	保健	53
ウ	高齢者福祉	53
エ	障がい者福祉	54
オ	過疎地域持続的発展特別事業	54
(3)	計画	54
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	58
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	59
(2)	その対策	59
ア	医療	59
イ	過疎地域持続的発展特別事業	60
(3)	計画	60
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	61
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	62
ア	学校教育関連施設	62
イ	生涯教育施設	63
(2)	その対策	64
ア	学校教育関連施設	64
イ	生涯教育施設	64
ウ	過疎地域持続的発展特別事業	64
(3)	計画	65

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	72
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	73
(2) その対策	73
ア 集落環境整備	73
イ 過疎地域持続的発展特別事業	73
(3) 計画	73
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	74
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	75
ア 文化芸術の振興	75
イ 文化財の保護・研究	75
(2) その対策	75
ア 文化芸術の振興	75
イ 文化財の保護・研究	76
ウ 過疎地域持続的発展特別事業	76
(3) 計画	76
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	77
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	79
ア 地域における再生可能エネルギーの利用促進	79
イ 公共施設等における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進	79
ウ 再生可能エネルギーの普及啓発	79
(2) その対策	80
ア 地域における再生可能エネルギーの利用促進	80
イ 公共施設等における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進	80
ウ 再生可能エネルギーの普及啓発	80
エ 過疎地域持続的発展特別事業	80
(3) 計画	80
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	81
ア 市民が主体のまちづくりの推進	81
イ 土地及び施設の有効利用	81
(2) その対策	81
(3) 計画	81
■ 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	83

1 基本的な事項

(1) 釧路市の概況

ア 釧路市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア) 自然的条件

① 地勢及び面積

本市は、北海道の東部に位置し、東西は約63.5km、南北は約76.6km、総面積1,363.26km²と全国でも有数の広大な行政面積を有している。また、飛び地を含むという地理的特性を持っている。

北部には雄阿寒岳・雌阿寒岳を中心とする山岳地帯、ここから南西方向に丘陵地帯が伸びており、こうした山地・丘陵に囲まれる形で、釧路湿原を含む広大な台地が、南側の太平洋に向かって展開する地形となっている。

また、この台地を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川等の各河川の流域には、市街地が形成されている。さらに、阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園を有し、海、山、森林、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれている。

② 気候

本市の気候として、夏季は海霧が発生しやすく日照時間が少なくなることから冷涼な気温となる。なお、面積が広く変化に富んだ地形などのため、市内でも地域によっては気温や積雪量に大きな差異がある。

表1-1(1) 月平均気温・日照時間・降水量調べ

区分	年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(°C)	6.7	-4.8	-4.3	-0.4	4.0	8.6	12.2	16.1	18.2	16.5	11.0	4.7	-1.9
平均日照時間(h)	1957.6	186.7	183.1	200.8	182.2	177.5	126.8	118.9	117.6	143.9	177.0	167.6	175.6
平均降水量(mm)	1080.1	40.4	24.8	55.9	79.4	115.7	114.2	120.3	142.3	153.0	112.7	64.7	56.6

※1991年～2020年までの平年値(釧路地方気象台HP)

イ) 歴史的条件

① 釧路市の沿革

本市は、平成17年10月11日に釧路市、阿寒町及び音別町の3市町が、行財政基盤を強化し、社会福祉等の身近な行政サービスを維持し、充実させるとともに、将来にわたり地域の持続的な発展を確保していくため、新設合併して誕生した市である。

合併前の釧路市は、明治33年に1級町村制が施行され、釧路町が誕生した。大正9年には北海道区制が施行され釧路区となり、この時釧路村を分村した。大正11年に市制が施行され、釧路市が誕生した。その後、鳥取町との合併や白糠村の一部を編入している。

合併前の阿寒町は、大正12年に2級町村制が施行され、舌辛村が誕生した。昭和12年には鶴居村を分村し、村名を舌辛村から阿寒村に改称した。その後、1級町村制が施行され、昭和32年に町制が施行されている。

合併前の音別町は、大正4年に尺別村戸長役場を設置して、白糠村から分離独立した。大正8年には2級町村制が施行され尺別村となり、その後、音別村に改称した。昭和34年に町制が施行されている。

ウ) 社会的条件

① 人口及び世帯

本市の人口は、令和2年国勢調査の数値によると165,077人で、北海道全体の約3.2%を占めている。

昭和55年までは人口が増加を続けていたものの、それ以降は減少が続いており、昭和55年から令和2年までの間に62,157人の減少がみられる。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める人口減少率算出の基準年である昭和50年と令和2年を比較すると54,103人が減少し、平成2年と令和2年を比較すると51,346人の減少となっており過疎化が進んでいる。これは、出生数の減少や死亡数の増加による自然減に加え、大都市部への人口流出や炭鉱の閉山などによる地域の雇用機会の減少に起因する社会減が原因になっている。

年齢階層別の人口動態をみると、64歳以下の人口が減少傾向で、65歳以上の人口が増加傾向であることから、若者定住の施策や少子高齢化対策の施策が急務となっている。

② 交通通信

本市の道路交通網は、国道5路線、道道19路線が整備されているが、広域物流、広域観光の推進などを含めた産業の振興や市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、地域間の交流連携による地域づくりを進めるため、北海道横断自動車道の整備を含め、広域幹線道路ネットワークの整備が望まれている。また、特に阿寒・音別地域内での道路については、改良・舗装率が低い状況にあるため、これらを含め市内の道路の改良、舗装整備は重要な施策となっている。

バスについては、自家用車の普及や利便性の問題等から利用者が減少しており、運行維持が困難になっている路線もあるが、通勤・通学、通院、買い物などにおいて、地域住民の日常的な交通機関として重要な役割を担っている。

鉄道については、釧路・音別地域間を走っている根室本線を含め2つの本線が運行されており、バスと合わせて、通勤・通学などにおいて、地域住民の日常的な交通機関として重要な役割を担っている。

さらに、広域交通拠点として2,500mの滑走路を有する釧路空港や、広域物流拠点としての役割を担う重要港湾である釧路港があり、観光を含めた地域産業の振興を図るため、施設の整備、利用客や貨物取扱量の拡大に向けた施策などが重要となっている。

一方、通信においては、広大かつ飛び地を含むという地理的特性を考慮し、高度情報通信基盤の整備や情報ネットワークの構築を推進し、各地域の利便性のバランスが保たれるよう、情報格差の是正を図る施策が重要となっている。

エ) 経済的条件

本市の就業者の総数は、令和2年国勢調査の数値によると69,198人となり、産業別の比率では、第一次産業2.3%、第二次産業18.7%、第三次産業79.0%となっている。

また、就業者の総数の動向を見ると、平成2年から令和2年までの間に30,357人(30.4%)の減少がみられる。

産業別の就業者数でも、第一次産業は2,253人(59.9%)、第二次産業は12,782人(50.4%)、第三次産業は17,129人(24.4%)の減少となっている。

これは、第一次産業では後継者不足による離農や林業の衰退、水産資源の減少など、第二次産業では炭鉱の閉山による離職などが原因と考えられる。また、第三次産業では、医療・福祉関連業種は増加傾向にあるものの、これ以外の業種では企業の合理化による支店、事業所等の統廃合などを原因とし、おおむね減少している。

イ 釧路市における過疎の状況

本市における過疎の状況として、増加傾向にあった人口が昭和55年の227,234人をピークに減少傾向へと転換し、昭和55年から令和2年までの40年間で62,157人(27.4%)減少し、平成2年から令和2年までの30年間では51,346人(23.7%)減少している。

特に、平成22年、平成27年は、それぞれ5年前と比べ4%前後の減少率、令和2年については、5年前と比べ5%以上の減少率であり、近年、過疎化が加速している状況にある。

過疎化の要因としては、漁業専管水域200海里の設定による水産業・水産加工業の衰退、炭鉱の合理化・閉山による関連産業の縮小と雇用機会の減少、大都市部への流出等に起因する「社会減」にあり、平成22年と令和2年を比較しても、男女を問わず、ほぼ全ての年齢階級層で転出超過となっている。

また、近年は、大幅な出生数の減少と死亡数の増加による「自然減」の拡大により過疎化が急速に進んでいる。

年齢階級別の人口を見ると、平成2年から令和2年までの30年間で、0～14歳の人口は25,304人(60.3%)減、65歳以上の人口は34,752人(160.9%)増となっており、少子高齢化が進んでいる。

合併前に過疎地域であった阿寒・音別地域及び平成26年度から過疎地域の指定を受けた釧路市全域では、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき、産業基盤の充実、道路網の整備、福祉施設の整備、教育施設や市民の快適な生活環境を提供するため、これまで着実に各種公共施設等の整備を進めてきた。

これにより、法施行前に比べると一定の成果を上げているものの、人口の減少や著しい高齢化、産業経済の停滞など依然として課題が残されており、更なる過疎対策を講じる必要がある。

ウ 釧路市の社会経済的発展の方向

釧路地域では、北海道横断自動車道の整備・延伸により、経済、社会、文化など様々な分野において広域的連携・交流の促進が図られるとともに、一般国道など幹線道路の一部の機能の代替、農畜産物・水産物輸送の効率化、道内主要空港間のアクセス向上による首都圏などから訪れる観光客の移動時間の短縮及び体験型観光や広域観光の振興が期待されている。

こうした追い風の中、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めることが重要な課題であり、本市の地域特性を生かし可能性を引き出すことで、地域の新たな発展と暮らしの安心、快適さを高めていくことができるよう、北海道過疎地域持続的発展

方針における持続的発展の基本的な方向を踏まえ、以下に施策の方向を示す。

本市の地域特性・可能性を踏まえた施策の方向

- 本市は、全国でも有数の広大な面積をもつ地域である。そこには、多様な人々の暮らしと産業の営みがある。広いステージでの新しいまちづくりは、本市の各分野で新しい価値や可能性を引き出すことができる。
- 本市は、恵まれた自然環境を生かした農林水産業や工業、商業、観光業などあらゆる産業が有機的に結びついた地域である。また、第一次産業の基盤をさらに強化し、他産業との新たな連携を確立することで、地域が発展し活力ある地域となる可能性が大きく広がる。
- 阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園のほか、マリモやタンチョウ等の全国ブランドとして確立された貴重な自然や観光資源、農林水産物の生産・集積など、魅力あふれる地域資源の価値を高め、世界ブランド“くしろ”として統一的に発信していく。
- 国際バルク戦略港湾や、空港・高速道路などの高速交通網を生かし、ひがし北海道の物流拠点として生産を支える取組を進めるとともに、観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定を受けた「水のカムイ観光圏～釧路湿原・阿寒・摩周」による滞在型観光地づくりを推進し、防災・医療の分野では中核都市としての拠点性を高めていく。
- 夏でも最高気温が20度前後の涼しい気候を生かし、「涼しくくしろで避暑生活」をキャッチフレーズとした長期滞在者の呼び込みと受入体制の充実を官民一体となって一層推進し、交流人口の増加による地域経済の活性化と、長期滞在を通じた二地域居住者及び移住者の増加を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口の推移を国勢調査の数値で見ると、表1-2(1)のとおり、昭和55年から令和2年までの40年間は27.4%の減少、平成2年から令和2年までの30年間は23.7%の減少となっている。

昭和55年以降の人口の推移をみると、昭和55年から平成2年までは10,811人(4.8%)の減少、平成2年から平成17年までは25,945人(12.0%)、平成17年から平成27年までは15,736人(8.3%)、平成27年から令和2年までは9,665人(5.5%)とそれぞれ減少となっている。これは、社会経済情勢の変化に伴い緩やかに人口が減少したものと考えられる。

次に、年齢階層別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、昭和35年から昭和45年まで減少したが、これは阿寒・音別地域の大幅な人口減少によるもので、昭和50年には阿寒・音別地域の減少率が鈍化したため一旦増加したものの、昭和55年から再び減少となり、平成2年から平成17年までは17,255人(41.1%)、平成17年から平成27年までは5,283人(21.4%)、平成27年から令和2年までは2,766人(14.3%)とそれぞれ大幅に減少している。

また、15～64歳の生産年齢人口は、昭和55年と令和2年を比較すると65,926人(42.1%)減少していて、昭和60年をピークにその後減少傾向にあり、平成17年から令和2年では34,852人(27.8%)の減少となっている。

特に、生産年齢人口のうちでも、15～29歳の若年人口の減少が著しく、昭和40年以降減少し、昭和55年と令和2年を比較すると32,175人(61.4%)の減少となっている。

さらに、65歳以上の高齢者人口は、昭和55年の14,065人から令和2年の56,355人へと大幅に増加し、構成比についても、昭和55年の6.2%から近年急速に上昇し、令和2年では34.5%となっている。

以上のように、本市は人口が引き続き減少するものと見込まれ、少子高齢化が一層進んでいく状況にあり、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来推計によると令和32年には現在の人口の6割程度まで減少すると推計されており、年少人口、生産年齢人口の減少などを踏まえた持続可能なまちづくりが重要な課題である。

表1-2(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人,%)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	227,234	216,423	-4.8%	190,478	-12.0%	174,742	-8.3%	165,077	-5.5%	
0歳～14歳	56,648	41,938	-26.0%	24,683	-41.1%	19,400	-21.4%	16,634	-14.3%	
15歳～64歳	156,521	152,877	-2.3%	125,447	-17.9%	101,909	-18.8%	90,595	-11.1%	
うち15歳～29歳(a)	52,436	44,641	-14.9%	30,590	-31.5%	22,028	-28.0%	20,261	-8.0%	
65歳以上(b)	14,065	21,603	53.6%	40,344	86.8%	52,867	31.0%	56,355	6.6%	
(a)/総数 若年者比率	23.1%	20.6%	—	16.1%	—	12.6%	—	12.3%	—	
(b)/総数 高齢者比率	6.2%	10.0%	—	21.2%	—	30.3%	—	34.1%	—	

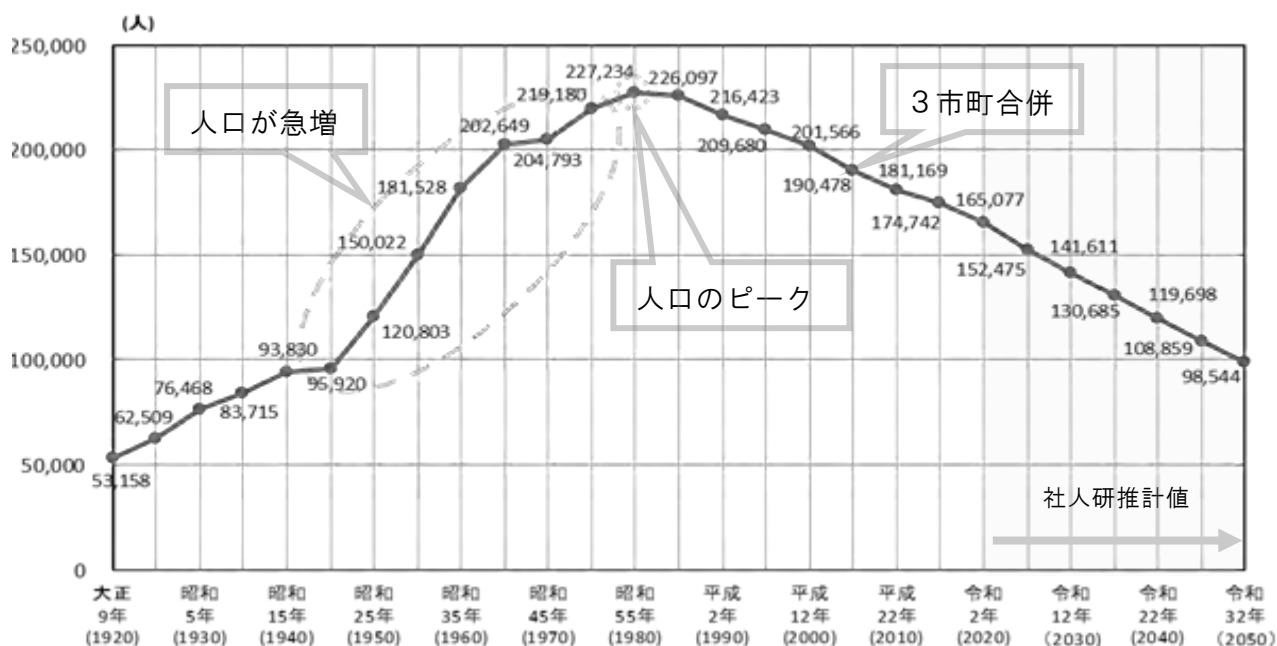


図 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

イ 産業の推移と動向

本市の産業別人口の動向をみると、表 1-2 (2)のとおり、就業者の総数では、昭和55年と令和2年を比較すると、32,819人(32.2%)の減少となっている。昭和35年から昭和55年までは人口の増加に伴い、増加傾向を示したが、その後減少傾向となり、平成7年に一時増加に転じたものの再び減少し、平成27年から令和2年までの間は5,642人(7.5%)減少している。

産業別の就業人口比率では、第一次産業が昭和55年の4.8%から令和2年には2.3%まで減少し、第二次産業も昭和55年の27.9%が、令和2年には18.7%に減少している。

一方、第三次産業は、昭和35年以降増加傾向が続き、昭和55年に67.3%だった就業人口比率が令和2年には79.0%に増加している。

これは、第一次産業は農林業の衰退、水産業の国際的な200海里体制に伴う遠洋・沖合漁業の縮減などにより減少しているものと考えられ、第二次産業は炭鉱の閉山による離職、工場等の近代化や合理化に伴う従業員の減少や建設発注の低下などにより減少していると考えられる。

第三次産業では、平成27年と令和2年を比較すると、1,729人(3.2%)の減少となっている。近年需要の大きい医療・福祉関連のサービス業は増加傾向にあるものの、これ以外の業種は企業の合理化による支店、事業所等の統廃合などを原因とし、おおむね減少している。

表1-2(2) 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位:人,%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	102,017	99,555	-2.4%	85,542	-14.1%	74,840	-12.5%	69,198	-7.5%
第一次産業 就業人口比率	4.8%	3.8%	—	2.5%	—	2.4%	—	2.3%	—
第二次産業 就業人口比率	27.9%	25.5%	—	21.0%	—	19.5%	—	18.7%	—
第三次産業 就業人口比率	67.3%	70.7%	—	76.5%	—	78.1%	—	79.0%	—

※各産業における就業人口比率は、分母から不詳を除いて算出

(3) 行財政の状況

ア 財政の状況

市全体の財政状況は、表1-3(1)のとおりであり、平成27年度と令和2年度を比較すると、歳入総額では、平成27年度98,372,483千円から令和2年度117,656,013千円に19,283,530千円(19.6%)の増加となっている。その内訳をみると、地方税や地方交付税などの一般財源が58,454千円(0.1%)の微増、国及び北海道からの補助金等の国庫・都道府県支出金が合計で22,114,083千円(86.7%)増加している一方、地方債が1,207,257千円(10.5%)減少、その他財源については、使用料等の減により1,681,750千円(15.7%)の減少となっている。

また、歳出総額では、平成27年度96,539,514千円から令和2年度116,996,919千円に20,457,405千円(21.2%)の増加となっている。その内訳をみると、人件費や公債費、扶助費などの義務的経費が2,421,394千円(4.6%)増加し、物件費、補助費等、維持補修費などのその他の経費についても、19,429,686千円(60.6%)増加している一方、投資的経費については、12,328,433千円から10,934,758千円に1,393,675千円(11.3%)の減少となっている。

次に、主要財政指数をみると、財政力指数は0.01ポイント上昇し、公債費負担比率は0.1ポイント、地方債残高は14,504,024千円減少している。経常収支比率は、3.4ポイント上昇し95.5%となった。

現在の地方の経済情勢は、依然として厳しい状況にあり、大幅な歳入増加が見込めないことや、人口減少社会へ立ち向かうことを念頭に入れ、あらゆる分野にわたる経費節減や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、重要度や緊急度、優先度に応じた財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げられるよう計画的、効率的な財政運営を推進する。

表1-3(1) 財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	104,892,486	98,372,483	117,656,013
一般財源	49,324,798	50,597,720	50,656,174
国庫支出金	18,686,162	21,071,577	41,570,811
都道府県支出金	4,566,422	4,422,438	6,037,287
地方債	15,305,820	11,546,438	10,339,181
うち過疎対策事業債	108,900	3,102,300	4,378,800
その他	17,009,284	10,734,310	9,052,560
歳出総額B	104,439,008	96,539,514	116,996,919
義務的経費	54,016,617	52,133,742	54,555,136

投資的経費	14,323,050	12,328,433	10,934,758
うち普通建設事業	14,312,327	12,257,852	10,900,611
その他	36,099,341	32,077,339	51,507,025
うち過疎対策事業費	893,439	21,628,259	15,542,371
歳入歳出差引額C (A-B)	453,478	1,832,969	659,094
翌年度に繰り越すべき財源D	66,962	60,453	32,972
実質収支 C-D	386,516	1,772,516	626,122
財政力指数	0.46	0.44	0.45
公債費負担比率	20.1%	20.9%	20.8%
実質公債費比率	12.6%	11.6%	11.0%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	93.5%	92.1%	95.5%
将来負担比率	173.6%	119.9%	70.5%
地方債現在高	121,324,091	129,011,276	114,507,252

イ 施設整備水準等の状況

① 道路

令和2年度末の市道概況は、管理路線数が3,688路線、実延長が1,349.8kmである。また、改良率は60.3%、舗装率は54.9%であり、引き続き、安全で円滑な交通ネットワークの形成及び住環境の向上等に寄与するため、道路整備を推進する必要がある。

② 水道・下水道

本市の水道・下水道の整備状況は、令和2年度末で、水道普及率が99.4%、下水道施設の水洗化率が95.7%となっており、安全で良質な水の安定供給と生活環境の改善、公共用水域の水質保全に向けて今後も計画的な整備を図る必要がある。

③ 病院・診療所

本市の公立の病院、診療所は、令和2年度末では5施設、681病床、人口千人当たりの病床数は4.13床である。

④ 小・中学校

本市の小・中学校は、令和2年度末では、小学校27校（うち国立1校）、中学校17校（うち国立1校、学校法人立1校）である。

表1-3(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	21.8%	43.6%	55.7%	59.2%	60.3%
舗装率 (%)	21.2%	35.7%	49.7%	53.8%	54.9%
農道					
延長 (m)				17,445m	17,080m
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)				125,498m	126,680m
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	100.5%	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%
水洗化率 (%)	0.2%	61.3%	86.6%	94.8%	95.7%

人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	3.1床	3.3床	3.5床	3.8床	4.13床
--------------------------	------	------	------	------	-------

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市は、依然として若年層を中心とする人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などの課題を抱えているが、北海道横断自動車道の整備・延伸により、北海道の主要な都市間相互のアクセスの強化とともに、経済、社会、文化など様々な分野における広域的連携・交流による地域活性化の土台となる環境の整備が進められている。

こうした現状を踏まえ、今後の過疎対策については、人口減少社会に立ち向かい力強い経済基盤の構築と雇用の創出等により親となる世代の確保を目指すために、中長期のまちづくりの指針である釧路市まちづくり基本構想、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び北海道過疎地域持続的発展方針との整合性を図る。

また、次世代に引き継ぐ豊かで貴重な自然を守りながら、活力ある多様な産業構造を築くことにより、市民が誇りを持ち生活することの喜びを体感できるまちづくりを目指した確かな歩みを進めていくため、以下の５項目を本市の持続的発展に向けた基本方針とし、今後の施策を推進するものとする。

- I. 未来を担う子どもを育てるまちづくり
- II. すべてのひとが活躍できるまちづくり
- III. 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり
- IV. 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり
- V. 自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり

I. 未来を担う子どもを育てるまちづくり

地域の未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支えていくことが一層求められており、多様化する子育てニーズに配慮した総合的な支援体制や自らの能力・可能性を最大限に発揮できる環境を充実させることが重要となっている。

このため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の施策や子どもたちの健全な成長を支え、確かな学力など生きる力を育み、安全で快適な教育環境をつくる取組を、家庭を中心に、保育園、幼稚園、学校、地域、企業、行政など、社会を構成する様々な主体が密接に連携しながら進めていく。また、乳幼児期から、健康づくりやスポーツ・レクリエーションに親しむことで健やかな体を育み、文化芸術に親しむことで豊かな心を育て、生涯にわたって活躍できる環境をつくる。

さらに、郷土愛や職業観を育み、まちづくりへの参加意識を醸成するために、子育てに関わる大人の学びの機会を確保し、家庭や地域の教育力の向上を目指すとともに、幼児から学生までがそれぞれの段階に合わせ、地場産品を活用した食育や職業体験を通じ、地域の魅力や産業への知識を深める取組を地域一体で進めていく。

II. すべてのひとが活躍できるまちづくり

少子高齢化、人口減少社会の到来により、地域経済の縮小などが懸念されるなかで、地域の活力を保つための取組がこれまで以上に重要である。そのため、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが求められている。その土台として市民と課題や情報を共有するための取組や、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を醸成しながら、そこで働く人たちの地域活動への参加を促進していく。さらに、豊富な知識や経験を有する「アクティブシニア」が能力を生かせる環境を整える。これらの取組によって、市民自らが地域活動、社会活動に参画するための場づくりを進めていく。

また、交流人口の拡大を目指すため、高速道路、鉄道、港湾及び空港の陸海空の交通ネットワークの充実を図り、観光や長期滞在の推進などにより多様な人びとを引き付ける取組を進める。

さらに、釧路管内、ひがし北海道の市町村が持つ様々な機能に応じて、広域的な連携と役割の分担が必要であり、連携の強化によって本市を含めた地域全体の活性化につなげる。

III. 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり

市民の暮らしや安定的な雇用を支え、まちの活力を高めるためには、地域の経済や産業の活性化に向けた取組が重要である。本市には豊かな自然資源、夏季の冷涼な気候があり、さらに、農業、林業、水産業の第一次産業、石炭鉱業、紙・パルプ製造業などの第二次産業、様々なサービスを提供する第三次産業が結びついて生産都市として発展してきた技術力があることから、これら地域のあらゆる資源の価値を高める取組を進めていく。

さらに、同業種や異業種間、企業、大学、金融機関、行政、そして市民などの地域内の連携を強めることで、これまで取り組んできた「域内循環」と観光振興による交流人口の拡大などの「外から稼ぐ力」の強化を一層推進するとともに、創業や新産業の創出、新たな価値を生む情報技術などの活用を促進し、持続的な発展を目指していく。

また、地域を支える中小企業や小規模事業者に寄り添いながら経営課題を解決し、経営基盤の安定、強化を図ることで裾野の広い産業基盤の構築を進める。

一方で、産業基盤の強化を雇用の創出へとつなげていくことが求められており、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、釧路で仕事に就く希望がかなえられるよう、企業や就労支援機関などの関係機関が情報を共有し、発信する取組などの連携の強化を促進する。

さらに、ライフスタイルの多様化に合わせたワーク・ライフ・バランスを実現し、多くの市民がいきいきと働き続けられる社会を目指していく。

IV. 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化が進んだことなどにより、住民同士のつながりが薄れるなか、町内会による地域の支え合いや助け合いなど、一人一人が社会の中で相互につながっていることを意識できる環境づくりを進める。全ての市民が住み慣れた地域において健康で安全に安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの充実や防犯、交通安全対策の推進を図っていく。

また、本市は、地震や津波、大雨、大雪、火山噴火などの様々な自然災害が想定されている地域であるため、自力で避難することが難しい市民への配慮など、市民の生命や財産を守るための地域防災力のさらなる向上を図るとともに、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことで

安全安心なまちづくりを目指していく。

V. 自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり

本市は、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園を擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちである。それら自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、保全の推進と適正な利用とのバランスを保ち、自然環境への負荷の低減を図るとともに、地域の魅力と個性を生かしていくために都市基盤のさらなる充実が必要である。

また、人口減少のもとでも生活に必要な都市機能を維持していくためには、コンパクトなまちづくりを進めることが重要である。効率的・効果的な公共交通の構築を図るほか、市の公共施設についても、市全体での最適な管理と有効な活用を図っていく。加えて、社会資本の老朽化対策などの計画的な整備を進めることで、持続可能なまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市の持続的発展に向けて取組を進めるうえで、以下を基本目標とする。

人口の将来目標：令和32年に10万8千人

令和52年に8万7千人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、毎年度、釧路市地域協議会等にて行う。

(7) 計画期間

この計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は、全ての公共施設を対象としていることから、各施策については、以下に記載する方針のもと同計画と整合を図りながら実施していく。

ア 全体方針

- ① 人口減少や人口構成の変化に応じた対応
 - ・人口の減少、人口構成の変化に対応した施設の再編・整備を行う。
- ② 地域の特性に応じた施設配置
 - ・地域の特性に合わせた施設の再編を行う。
 - ・既存の施設や民間施設を有効に活用し、地域ごとに「コンパクトなまちづくり」と連動した施設の配置を検討する。
- ③ 公共施設等のVFM (Value For Money) の最大化
 - ・公共施設を資産と位置づけ、コストの削減と質の向上を促進する。
- ④ 安全の確保
 - ・計画的な改修・更新等による必要施設の安全を確保する。
 - ・釧路市耐震改修促進計画などにより、耐震診断を実施し、個々の状況に応じて方針を定め、計画的に耐震化を図ることに努める。

- ⑤ 将来世代負担の抑制
 - ・適正な公共施設等の維持・更新により、将来世代への負担依存の回避を図る。

イ 改善方針

- ① 総量の圧縮（施設重視から機能重視へ）
 - ・有効活用、集約化・多機能化、新規整備抑制により、総量の圧縮を図る。
 - ・地域や民間からの集約化・多機能化等の提案を積極的に検討する。
- ② 管理・運営の見直し
 - ・指定管理・業務委託等の管理・運営方法、複数施設の管理運営の一元化など、管理・運営について最適な方法を検討する。
 - ・民営化、民間施設の賃借等、所有形態の見直しを検討する。
 - ・施設の整備から管理運営まで、PPP／PFI活用の可能性を検討する。
- ③ 近隣自治体との連携
 - ・広域対応施設（スポーツ施設等）の相互利用の検討等、近隣自治体と連携を図る。
- ④ 施設の長寿命化と維持管理コストの縮減
 - ・総合的視点に基づく保全計画において改修等の優先順位をつけ、計画的に改修・更新をすることで、施設の長寿命化、費用の平準化を図る。
- ⑤ 財政制約の設定
 - ・今後の人口減少、人口構成の変化に応じて財政制約を設定する。
- ⑥ 継続的・総合的なマネジメント
 - ・継続的・総合的な公有資産マネジメントに取り組む。
- ⑦ 受益者負担の適正化
 - ・使用料等の見直しなど適正な受益者負担について検討する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

若者を中心とした就労世代の他地域への流出は、地域の活力の低下や担い手不足を引き起こすことから、地場産品の販路拡大や地域資源の活用を図る企業の誘致などを通じて雇用の場の確保と住みよい住環境施策を進め、若者を中心とした就労世代の定住促進や新たな移住者の受入れを図っていくことが必要である。

夏季冷涼、冬季少雪好天、スギ・ヒノキの花粉が観測されない自然環境を生かし、大都市圏からの移住者や長期滞在者を呼び込むため、民間企業と連携し、受入体制の整備、誘客活動を行っている。今後は、令和7年8月に策定した二地域居住等促進戦略にのっとり、夏季に集中している長期滞在者の通年化や滞在施設の拡充、就労世代の滞在促進を図り、二地域居住者をはじめとする関係人口の創出及び増加、また移住へとつなげる取組の拡大を検討する必要がある。

イ 地域間交流

本市は、国内外姉妹都市をはじめとする他市町村や学校等との交流や、特色ある交流イベントの開催を進め、他地域との交流を通じた地域の活性化の推進に努めている。

今後は、自然とふれあえるような都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベント、観光などを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、地域の個性に応じた交流を拡大することが必要である。

ウ 人材育成

本市においては、少子化による自然減に加え、次の親となる世代の転出超過などにより、生産年齢人口の減少傾向が続いており、経済の活性化を通して、雇用の創出を図るとともに、若年層の定着率の向上や人材育成・確保に向けた取組が必要である。

また、第一次産業においては担い手が不足していることに加えて、基幹産業を支えているメインパーソンの高齢化、後継者不足といった課題があることから、地域にいかにか人を呼び込むかに注力する必要がある。地域おこし協力隊など様々な制度を活用しながら、地域内外から次の担い手となる人材の確保・育成を急ぐことが必要である。例えば、農業の現場では、農地の集約による大規模化、農業機械の導入による省力化が進む一方、農業従事者は高齢化が進み、人材の育成、確保が大きな課題となっていることから、釧路市農業担い手育成推進協議会や地域の農業者等と連携し、農村地域人材の育成、確保に向けた取組を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 移住・長期滞在希望者の誘致・支援体制の充実等を図る。
- ② 二地域居住者の拡充に向けた環境整備を図る。

イ 地域間交流

- ① 姉妹都市・友好都市等との交流事業の推進・支援に努める。
- ② 姉妹都市・友好都市等との交流など、地域の国際化及び活性化を推進する。
- ③ スポーツ・イベント・滞在型観光を通じた地域間交流を促進する。
- ④ ふるさと会への支援と交流活動を推進する。

ウ 人材育成

- ① 雇用の場の安定的な確保に努める。
- ② 育児や介護と仕事の両立など、多様な働き方に対応した就業環境の整備に努める。
- ③ U I J ターンによる道内外からの人材誘致など、人材育成・確保を推進する。
- ④ 地域の魅力発掘・情報発信体制の充実を図る。
- ⑤ 地域住民・関係人口など地域づくりを行う担い手との交流活動を推進する。
- ⑥ 市内外の人材に向けた、農業や農村地域に関する情報発信を推進する。
- ⑦ 関係機関と連携した就農希望者への相談対応など、定着につながる支援に努める。

エ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 男女共同参画社会に向けた施策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	移住定住・長期滞在促進事業 (主に大都市圏在住者の移住や長期 滞在、二地域居住を希望している人 を対象に受入体制を整備するととも に、長期滞在のビジネス化を進める 民間の取組を支援し、地域経済の活 性化を図る。また、長期滞在を通じ て地元の遊休不動産購入による二地 域居住者や移住者の増加につなげて いく。)	市	
		国際交流推進事業 (国際交流・協力等を行う市民団体 等に対し情報提供や団体間の連携強 化の支援を行い、市民の国際理解の 促進を図るとともに、市内に在住す る外国人や観光等で訪れる外国人が 、安心して過ごせるよう受入体制づ くりを進め、地域の国際化を図る。)	市	
		姉妹都市等交流推進事業	市	

	(姉妹都市等との交流を継続・推進し、地域の国際化及び活性化促進を図る。)		
	ふるさと会（札幌・東京）事業 (各ふるさと会の円滑な運営を支援するとともに、郷土の近況やPRなど情報発信を行うことにより、ネットワークの拡大を図り、本市を支える人脈づくりにつなげていく。)	市	
	友好都市交流推進事業 (友好都市である徳島県那賀町との中学生の相互訪問交流により、異なる環境・文化への理解や生徒個々の親睦を深め、郷土の再認識を図る。)	市	
	釧路市スポーツ振興財団自主事業補助事業 (友好都市である千葉県八千代市との「ブロンズ像友好釧路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会」の開催に当たり運営費の一部を補助することにより、スポーツを通じた地域間交流の促進を図る。)	市民間	
	人材確保・定着促進事業 (高校を訪問して企業人講話を開催する等、市内企業の認知度向上の取組のほか、奨学金返済支援事業等、企業の採用力向上のための取組を実施し、若年層の市内就職の促進を図る。)	市	
	U I J ターン推進事業 (就職マッチング制度の運用とU I J ターン就職個別相談会の開催や移住フェアへの出展等のほか、北海道と連携した施策の展開を進めU I J ターン就職の促進を図る。)	市	
	女性求職者就労促進事業 (地域の潜在的労働力である女性の再就職を図るため、就労支援講座、キャリアカウンセリング等を実施し、女性の就労を促進する。)	市	
	地域職業訓練センター運営事業	市	

	<p>(地域企業未熟練技能者への訓練機会を提供するなど、地域の中小企業における技能士や技能後継者を育成するため、地域職業訓練センターへ助成を行う。)</p>		
	<p>農村地域人材育成推進事業 (地域おこし協力隊員を中心とした、釧路の農業の情報発信や就農希望者への支援の実施により、農業の担い手不足の解消を図る。)</p>	市	
	<p>地域づくり推進事業 (移住者目線での地域の新たな魅力創出等を推進し、将来を担う人材力の活性化を図る。また、観光コンテンツの形成及び特産品の魅力や認知度、商品の付加価値向上につながる取組を進めることで、地域の活性化を図る。)</p>	市	
	<p>男女平等参画推進事業 (釧路市男女平等参画推進条例及びくしろ男女平等参画プランに基づく男女平等参画推進に関する取組を実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とした事業。情報の提供、女性団体等の活動の場の提供、相談や啓発の推進等、男女平等参画センターの機能を生かした各種事業の効果的な展開を図り、男女共同参画社会の実現を目指す。)</p>	市	
	<p>中小企業振興資金貸付対策事業 (中小企業の安定した経営とその基盤の強化などに要する資金の円滑な供給を図るため、中小企業等に対し低利融資のあっせんや利子補給等を行う。)</p>	市	

3 産業の振興

本市は、恵まれた自然環境を生かした農業、林業、水産業の第一次産業と豊富な地域資源を活用した石炭鉱業、紙・パルプ製造業などの第二次産業を基盤に、商業、観光など様々な産業が有機的に結びつく形で発展してきたが、現在の本市の経済状況は非常に厳しい状況にある。

しかしながら、地域資源を生かした産業の集積を高め、活力ある地域経済を築いていくためには、釧路市まちづくり基本構想及び釧路定住自立圏共生ビジョンに基づき、釧路圏域の産業の活性化に向けた課題を整理し、その解決に向けた取組を推進する必要がある。具体的には、試験研究機関の機能向上、支援・交流連携の拠点整備、中小企業等の技術力の向上、販路開拓、事業化等に対する支援、事業承継、人材育成、産業間・産学官の連携の推進等、総合的な産業支援施策を関係市町村と連携しながら展開することで、地場産業の高度化と新産業の創出を図り、産業の振興と地域経済の持続的発展を目指す。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、広大な土地を背景に食料基地としての役割を担い、河川の流域に広がる草地形酪農や肉用牛経営、野菜栽培を中心に基幹産業として発展してきた。

この間、国や北海道の基盤整備事業等を活用した明暗渠排水施設、農道の整備、農用地の開発整備及び営農用機械・設備など、生産基盤の充実と農業経営の安定化に努め、農業振興を推進してきた。

しかし、農畜産物の輸入自由化、鳥インフルエンザ、口蹄疫など感染牛の発生問題、農業従事者の高齢化や後継者不足、エゾシカによる農作物の被害や河川の氾濫による農地の被害など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本格化した国際競争の時代に対応できる経営体質の強化、環境保全型農業の推進や担い手の育成が課題となっている。

このため、引き続き基盤整備に努め、生活環境の向上、美しい景観の形成・保全を図りながら、グリーンツーリズムを推進するなど、農村地域と都市部との交流を深めることにより、夢とゆとりのある農業地域づくりを図る必要がある。

さらに、大型農作業機械やデジタル技術等を活用したスマート農業の推進による作業効率化、省力化を図る等の基盤整備事業の促進や、キクイモなどの野菜の新規品種の試験栽培等による新たな地域資源の発掘を行い、新鮮で安全・安心な農畜産物の生産に努め、生産技術の向上や流通ルートの開拓を積極的に推進し、地域ブランドの確立を目指すことが必要である。

表3-1) 農家人口等の現況

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数	325戸	269戸	243戸	203戸	147戸

(農林業センサス)

イ 林業

本市は、100,560haと行政区域の73.8%に及ぶ広大な森林面積を有し、その所有形態は、国有林29.9%、道有林10.7%、市有林3.3%、私有林29.8%となっており、天然林が77.5%、人工林19.5%、その他3.0%と天然林の割合が高くなっている。

これまで長期にわたり釧路市森林整備計画などによる造林、保育事業の拡大などを積極

的に推進してきた。しかし、木材価格の乱高下、労働者の減少・高齢化等、林業経営はこれまでにない厳しい状況にあり、今後も森林の持つ多面的な機能を保全し、林業生産基盤の充実や森林資源の整備を積極的に進める必要がある。

また、森林資源に大きな被害をもたらしているエゾシカについては、その被害防止策を推進する必要がある。

さらには、適切な民有林の計画的管理の促進が公益的機能の発揮につながることはもちろんのこと、経営計画の策定による安定的な雇用の確保、担い手育成・高齢者対策などの積極的な推進が必要であるとともに、森林空間を活用した施設の充実や各種植樹活動への支援など、山村と都市との交流促進がより必要とされる。

本市は、森林面積が全道第3位の「森林都市」であることから、この豊かな森林資源を有効活用するために、川上から川下までの様々な関係者で構成する「釧路森林資源活用円卓会議」を組織し、森林資源の活用促進についての取組を進めている。森林資源を積極的に利活用することで地域経済の活性化を図るとともに、その成果を森林整備の推進に向け、資源を循環利用する仕組みを構築する必要がある。

表3-(2) 森林面積の内訳

令和6年4月1日現在

区分	天然林	人工林	その他	計	行政区域面積の割合
国有林	33,977ha	5,228ha	1,582ha	40,787ha	29.9%
道有林	12,747ha	1,529ha	296ha	14,572ha	10.7%
市有林	1,981ha	2,397ha	139ha	4,517ha	3.3%
私有林	29,274ha	10,422ha	988ha	40,683ha	29.8%
計	77,979ha	19,576ha	3,005ha	100,560ha	73.8%
構成比	77.5%	19.5%	3.0%	100.0%	

※端数調整のため、合計は不一致

令和5年度北海道林業統計（令和7年3月公表）

ウ 水産業

本市の漁業は、北洋や沖合の好漁場に恵まれ、最盛期には13年連続日本一の水揚げ量を記録するなど、地域経済をけん引してきた。しかし、沖合・沿岸域の漁業資源の減少、国際漁業規制による漁場の縮小などにより、近年は水揚げ量が最盛期と比べ激減している。さらに、魚価の低迷、燃油の高騰、漁業従事者の高齢化や減少など、漁業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、この状況は水産加工業などの関連業にも大きな影響を与えている。

一方、食の安全への消費者意識の高まりや食生活の多様化による魚離れなど、消費者ニーズにも変化が起こっている。

今後も、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に供給するためには、時代に対応した漁業の確立や活力ある漁業基地の再生、漁業基盤施設の適正な維持管理と整備に取り組む必要がある。

このほか、水産業をより身近なものとしていくために、市民や観光客がつどい、漁業とふれあう交流の場の整備や釧路の漁業や水産加工、鯨の歴史など水産文化を次代に継承していく取組も必要である。

内水面漁業は、阿寒湖温泉地区のワカサギ漁が主力であるが、漁獲量が減少し各年の変動も大きい。今後、安定した漁獲量の確保とアウトドア・フィッシングなどの遊漁を観光資源に活用できるよう漁業資源を回復させていく必要がある。

水産加工業においては、豊富な水産物を背景に道内外に多くの水産加工品を供給してきた。しかし、近年は水揚げの減少に伴い加工原魚の確保が課題となっており、安定的な供給が可能となる海面養殖及び陸上養殖の事業化へ向けた取組への支援が必要である。また、多様化する消費者ニーズへの対応や高次加工による他地域との差別化も課題となっている。

このため、大量供給型から一部転換を図り、高次加工技術や鮮度保持技術の向上による付加価値の高い水産加工品の製造や消費者の求める安全・安心な商品づくりへの対応など時代に即した総合的な取組と併せて、一層の販路拡大や魚食普及の推進が必要である。

また、水産加工の基盤となる水産加工団地の整備のほか、汚水処理場の整備などによる水産系廃棄物の適正処理やその有効活用の検討も必要である。

表3-(3)① 漁獲量の推移 (単位:t)

区分	魚類	水産動物	貝類	海藻類	計
平成30年度	119,750	623	546	383	121,302
令和元年度	170,450	535	425	368	171,778
令和2年度	189,598	883	462	358	191,300
令和3年度	202,889	345	538	326	204,099
令和4年度	171,345	667	450	255	172,717
令和5年度	187,461	812	574	279	189,126

(北海道水産現勢)

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳の計は必ずしも一致しない。

表3-(3)② 内水面漁獲量の推移 (単位:kg)

区分	ワカサギ	コイ	ヒメマス	アメマス	その他	計
平成30年度	20,859	2,007	3,223	772	6,637	33,498
令和元年度	24,172	2,908	1,332	90	6,094	34,596
令和2年度	25,814	341	2,021	339	5,506	34,021
令和3年度	16,601	720	1,064	90	4,135	22,610
令和4年度	26,179	1,614	97	210	3,278	31,378
令和5年度	18,086	1,600	19	327	4,189	24,221

(阿寒湖漁業協同組合事業実績書)

エ 地場産業の振興

市の発展とともに歩んできた石炭産業においては、国内の炭鉱経営の合理化等の影響を受けて、市内の石炭生産事業者が平成14年に炭鉱を閉山した。その後、地元経済界をはじめ地域全体の支援により新たな石炭生産事業者が設立され、国内唯一の坑内掘り稼行炭鉱として、「生きた現場」に裏打ちされた炭鉱技術を生かし、海外産炭国への研修事業を行い、安全性と生産性向上に寄与している。また、現在、石炭の地産地消並びに地域におけるエネルギー源の確保及び安定的な電力供給につながる火力発電所が安定的に稼働している。

新たな企業の立地にあたっては、企業立地に対する補助や地場資源活用による企業誘致の促進を図りながら、産業間や産学官の連携を進め、企業の新規事業への展開や市場開拓などの取組を促進するとともに、新たな事業展開や経営改善に挑戦する基盤づくりが必要である。

また、地場の商品の高付加価値化を図るとともに、地場商品の普及促進、国内外への販路開拓・拡大の取組など、地域資源の価値を高め域内循環させる地域経済を確立すること

が必要となっている。

オ 商業

本市では、年間商品販売額の減少に加え、ライフスタイルの変化などを背景に郊外型大型店舗やコンビニエンスストアへ購買主体が移り、商店街のにぎわいは著しく低下している。

社会経済の変化に柔軟に対応できる活力ある商業への体質強化や商店の後継者育成が課題となっている。

このことから、商工会議所や商工会などの経済団体とも連携し、地域に密着した商店街活動や個々の商店の魅力を高め、地域住民と継続的な相互関係を築いていく。

併せて、k-Biz（釧路市ビジネスサポートセンター）の伴走型支援や経営基盤強化や人材確保、人材育成を行い、新たなビジネスや雇用の創出を促進し、地域活性化を実現していくことが必要である。

また、中小企業等の経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業の増加が課題となっていることから、経済団体や金融機関等とも連携し、中小企業等の事業承継の支援が必要である。

表3-(4) 商業の推移

区分 年度	卸売業			小売業			合計		
	商店数	従業員数(人)	年間商品販売額(万円)	商店数	従業員数(人)	年間商品販売額(万円)	商店数	従業員数(人)	年間商品販売額(万円)
平成6年度	872	7,591	82,563,366	2,516	15,690	29,922,516	3,388	23,281	112,485,882
平成9年度	801	6,582	74,265,331	2,211	14,763	27,610,163	3,012	21,345	101,875,494
平成11年度	808	6,500	54,834,121	2,034	14,407	25,200,963	2,842	20,907	80,035,084
平成14年度	729	5,915	52,480,057	1,936	14,110	21,879,765	2,665	20,025	74,359,822
平成16年度	704	5,520	50,853,535	1,844	13,228	21,210,268	2,548	18,748	72,063,803
平成19年度	603	4,776	45,711,538	1,573	11,422	18,721,195	2,176	16,198	64,432,733
平成24年度	435	3,270	28,516,201	1,033	7,723	13,964,899	1,468	10,993	42,481,100
平成26年度	449	3,190	30,339,322	1,119	9,073	17,764,995	1,568	12,263	48,104,317
平成28年度	468	3,549	33,596,674	1,168	9,557	19,878,215	1,636	13,106	53,474,889
令和3年度	461	3,428	32,352,777	1,097	8,892	18,024,454	1,558	12,320	50,377,231

(平成24年度、平成28年度及び令和3年度は経済センサスー活動調査、それ以外の年度は商業統計調査)

※経済センサスと商業統計調査では調査の方法や集計対象範囲等が異なるため、増減を単純比較はできない。

カ 情報通信産業

中小・小規模企業は、人口減少に伴う需要の減退や流通構造の変化などによる競争の激化、人手不足や後継者難などに直面し、厳しい経営状況にある。その中で、市内中小企業のデジタル技術導入は、道外地域と比較して遅れており、その要因として情報不足などが挙げられる。そのため、中小企業へのITツール導入支援等を通じたDXの推進や、産学官連携の事業化に向けた研究開発の支援による新技術、新商品の創出の推進を図るなど地域の産業を支える取組が必要である。

加えて、ICTやAI、ロボット等の未来技術を活用し、農林水産業をはじめ、ものづくりや観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化などの実現、労働力不足の解消などの様々な課題の解決に向けた取組を推進することが必要である。

キ 観光又はレクリエーション

本市は、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園の2つの国立公園や、「阿寒湖のマリモ」「タンチョウ」という2つの国の特別天然記念物に象徴される世界に誇る自然資源とともに、アイヌ文化などの文化資源なども有しており、令和元年度には、過去最高の約531万人の観光客が訪れるなど、道内有数の観光地となっている。

しかし、近年における観光ニーズの多様化や、訪日外国人旅行者4,000万人時代に対応した“住んでよし訪れてよし”の国内外から選ばれる観光地域づくりが急務となっている。

このため、地域資源を生かした個性豊かなおもてなしプログラムの企画開発やブラッシュアップをはじめ、観光レクリエーション施設やイベント等におけるおもてなし向上環境整備、情報コミュニケーションの強化など国際滞在観光地域づくりに向けた取組を地域住民、企業や団体等との協働及び連携により、地域が一体となって推進することが必要である。

また、ひがし北海道の拠点都市として、近隣はもとより、観光圏や国立公園エリア、ひがし北海道エリアにおける、アドベンチャータラベル市場を中心とした欧米豪市場の開拓が必要である。全道的な広域連携によって、一層の交流人口の増大を図る必要がある。

表3-(5) 観光客入込数の推移

年度	区分	入込数 (人)	前年比	入込数の内訳	
				日帰り客(人)	宿泊客(人)
平成27年度		4,256,216	8.6%	2,995,061	1,261,154
平成28年度		4,599,669	8.1%	3,274,615	1,325,054
平成29年度		5,239,429	13.9%	3,835,984	1,403,445
平成30年度		5,301,821	1.2%	3,907,113	1,394,708
令和元年度		5,307,274	0.1%	3,969,406	1,337,868
令和2年度		2,460,794	-53.6%	1,856,815	603,979
令和3年度		2,755,592	12.0%	2,085,993	669,599
令和4年度		3,809,978	38.3%	2,836,313	973,665
令和5年度		4,182,313	9.8%	3,103,213	1,079,100
令和6年度		4,557,383	9.0%	3,408,409	1,148,974

ク その他

本市の港湾は、地域の暮らしや産業を支える物流拠点としての役割を担う重要港湾であり、港湾施設の整備による物流機能の強化や効率的な物流体系の形成、港湾施設の適切な維持管理による安全で利便性の高い港湾環境の形成が求められている。

そのため、物流動態の変化などの経済社会情勢に対応し、また、船舶航行などの安全を確保するため、港湾施設の整備推進に加え、釧路港維持管理計画書に基づく点検・診断などの適切な維持管理を実施する必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農業用水道施設の改修等の基盤整備を推進する。
- ② 河道浚渫により農地の水害防止を図る。
- ③ 乳牛飼育管理技術による乳牛資質の向上対策を促進する。
- ④ 土壌改良、草地整備等の基盤整備を促進する。

- ⑤ 農地の有効利用促進と集約化、農用地の高度利用を図る。
- ⑥ 機械化、デジタル技術等を活用した農業のスマート化、公共牧場の管理運営の強化、肉用牛との複合経営促進などによる農業経営基盤の強化を図る。
- ⑦ 家畜ふん尿処理施設の整備、堆肥の有効活用など、家畜のふん尿処理対策を促進する。
- ⑧ グリーンツーリズムを推進する。
- ⑨ エゾシカによる被害拡大防止など鳥獣害対策を推進する。

イ 林業

- ① 「森林環境保全整備事業」に基づく事業を推進する。
- ② 林業構造改善を目的とした生産施設、加工流通施設、森林体験施設等の整備を図る。
- ③ エゾシカによる被害拡大防止など鳥獣害対策を推進する。

ウ 水産業

- ① 漁場の整備・保全等により、資源の維持・増大を図る。
- ② 漁港及び魚揚場関連施設など漁業基盤施設等の整備を促進する。
- ③ 安定した水揚げ量の確保を促進する。
- ④ 地域水産業の安定振興施策を促進する。
- ⑤ 増養殖場等の整備を促進する。
- ⑥ 内水面漁業関連施設の整備を促進する。
- ⑦ 水産加工団地や水産系廃棄物処理施設・活用施設の整備を促進する。

エ 地場産業の振興

- ① 産炭地域振興対策を促進する。
- ② 工業用地の確保及び工業用水安定供給対策を推進する。
- ③ 地場製造業者の生産性向上・経営強化を促進する。
- ④ 企業等の設備投資による生産性向上や雇用増を促進し、経営基盤の強化を図る。
- ⑤ 地場製品の普及及び販路開拓・拡大を促進する。

オ 商業

- ① 経営の合理化・近代化を促進する。
- ② 商店街の整備を促進する。
- ③ 空き店舗対策を推進する。
- ④ 市場施設の整備を促進する。
- ⑤ 事業承継を促進する。

カ 情報通信産業

- ① 一般社団法人釧路地域DX推進協会と協業し、地域企業へのDX支援を行う。

キ 観光又はレクリエーション

- ① 国内外の多様な旅行者ニーズ等に対応するための観光レクリエーション施設やイベント等におけるおもてなし強化に必要な各種整備などを推進・促進する。
- ② 多様化する旅行者やマーケット等に対応するための地域資源を生かした観光コンテンツの開発・磨き上げや、ブランディング及びマーケティング強化等を推進・促進する。

- ③ 旅行者ニーズに対応した移動利便性の向上を図る。
- ④ 国立公園整備事業等を推進する。
- ⑤ マリモ・タンチョウに関する調査研究・観察拠点施設等や周辺エリアの整備検討を図る。

ク 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 農業・酪農の担い手育成・確保対策を推進する。
- ② 新たな農産物の研究、商品開発、販路拡大を図る。
- ③ 農業系バイオマスの有効活用を促進する。
- ④ 木材の地元加工の促進を図るとともに、間伐材利用や未利用資源の有効活用など地場資源による製品開発を促進する。
- ⑤ 林業団体活動への支援や担い手の育成と確保を図る。
- ⑥ 地元木材を有効活用し、地域の基幹産業である林業及び関連産業を活性化させ、地域の自立を促進する。
- ⑦ 漁港及び魚揚場関連施設など漁業基盤施設等の適正な維持管理運営を図る。
- ⑧ 地域水産業の安定振興施策の促進を図る。
- ⑨ 増養殖事業を促進する。
- ⑩ 内水面漁業の推進を図る。
- ⑪ 漁業の担い手の育成と確保を図る。
- ⑫ 水産業に関連する資料の展示・歴史文化の継承を推進する。
- ⑬ 水産加工団地や水産系廃棄物処理施設等の整備を促進・支援する。
- ⑭ 水産加工業の活性化を支援する。
- ⑮ 水産物の販路拡大及びブランド化、魚食普及等を促進する。
- ⑯ 地場産品の普及促進や高付加価値化を推進する。
- ⑰ 各種融資制度・助成制度の充実を図る。
- ⑱ 後継者育成や地元人材の育成、人材確保、経営基盤強化などの支援強化を図る。
- ⑲ 市内における総合的な創業促進を図る。
- ⑳ 企業誘致活動の充実を図る。
- ㉑ 釧路炭鉱の坑内の保安確保を促進し、安全操業を図る。
- ㉒ 地域の中小企業における技能士や技能後継者の育成を図る。
- ㉓ 多様化する旅行形態やニーズ、多国籍化する外国人旅行者などに対応した観光資源の発掘や磨き上げ等によって、地域資源を生かした個性豊かなおもてなしプログラムの企画開発などを推進・促進する。
- ㉔ 人材の育成や、体制強化など観光地域づくりの推進を図る。
- ㉕ 広域連携による観光振興や観光地域づくり等の推進・強化を図る。
- ㉖ 観光PR活動の強化、観光イベント開催の促進並びに各種大会、合宿及び企業ミーティングの誘致を図る。
- ㉗ 阿寒湖及び周辺地域の世界自然遺産登録に向けた活動を推進する。

ケ その他

- ① 港湾施設の整備を推進する。
- ② 釧路港維持管理計画書に基づく点検・診断などの適切な維持・管理を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備（ 農業）	農業用水道施設設備更新整備事業	市	
		農業用排水路整備事業	市	
		市営牧場整備事業 ・草地整備、家畜保護施設整備、農 作業機械更新 外	道 市	
		国営緊急農地再編整備事業	市	
		道営草地整備事業	道	
	(1) 基盤整備（ 林業）	森林整備事業 ・造林、間伐、更新伐、シカ柵 外	市	
	(1) 基盤整備（ 水産業）	水産基盤整備事業 ・水産生産基盤整備事業負担金 ・水産物供給基盤機能保全事業	市	
		漁港等管理事業 ・親水施設補修、街路灯修繕、遊具 補修 外	市	
		大楽毛水産加工団地整備事業 ・排水処理工場屋根・梁スレート板 改修工事 外	市	
		農山漁村地域整備交付金事業 ・農山漁村地域整備交付金事業負担 金	道	
	(2) 漁港施設	魚揚場の機能強化事業	市	
	(4) 地場産業の 振興（試験研 究施設、生産 施設、流通販 売施設）	釧路工業技術センター運営事業 ・機械機器更新、施設整備 外	市	
	(5) 企業誘致	企業誘致促進事業 （地域特性や地域間・企業間のネッ トワークを生かした、サテライトオ フィス等を含む企業誘致に取り組む とともに、釧路市企業立地促進条例 に基づく支援制度により、市内にお ける設備投資を促進する。）	市	
	(6) 起業の促進	女性求職者就労促進事業 （地域の潜在的労働力である女性の 再就職を図るため、就労支援講座、	市	

	キャリアカウンセリング等を実施し、女性の就労を促進する。)		
(7) 商業（共同利用施設）	公設地方卸売市場施設整備事業 ・大規模改修 外	市	
(8) 情報通信産業	中小企業DX推進事業 （地域企業のデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上を推進するため、一般社団法人釧路地域DX推進協会と協業して地域企業へのDX支援を行う。）	民間	
(9) 観光又はレクリエーション	滞在体験観光促進事業 （釧路市街地におけるインバウンドを中心とした宿泊需要を高め、地域における消費額の向上を図るため、「まちなか」における新たな観光コンテンツの開発を実施する。）	市	
	湿原展望台施設整備事業 ・湿原展望台遊歩道更新工事、展示物改修 外	市	
	フィッシャーマンズワープ施設整備事業	市	
	国設阿寒湖畔スキー場施設整備事業 ・ネイチャーハウス改修、車庫改修、人工降雪システム改修、レストハウス改修、スノーモービル更新 外	市	
	阿寒湖温泉観光施設整備事業 ・白湯山展望台改修事業 外	市	
	マリモ展示観察センター管理運営事業 ・基本構想、実施設計、センター改修工事、外構等整備 外	市	
	阿寒町自然休養村管理運営事業 （関連施設や周辺環境の整備を計画的に実施し、さらに魅力あるエリアを形成することで、阿寒地域の活性化を図る。）	市	
	道の駅管理運営事業 （関連施設や周辺環境の整備を計画的に実施し、さらに魅力あるエリアを形成することで、阿寒地域の活性化を図る。）	市	

	音別町観光施設整備事業 ・憩いの森施設整備、パシクル湖畔 トイレ改修 外	市	
	農村都市交流センター関連施設整備 事業 ・各種ポンプ更新 外	市	
(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業	農業担い手確保対策事業 ・就農相談、担い手研修会開催 外	市	
	野菜経営安定化推進事業 (市内野菜生産農家を対象とした道 内の野菜直売所の視察研修を行い、 技術力・販売力の向上を図る。)	市	
	農業系バイオマス利用推進事業 (関係機関と連携を図りながら農業 系バイオマスの有効活用を推進する 。)	市	
	ふき紙普及促進事業 (地域の特産品である蕨の皮を原料 とした和紙「富貴紙」の普及促進に 取り組むことで、地場産業の振興及 び雇用の場の拡大につなげ、地域の 活性化を図る。)	市	
	酪農畜産振興事業 (乳牛検定事業や酪農ヘルパー事業 を実施する農業協同組合への補助を 実施することにより、酪農経営の安 定化に資する。)	民間	
	地域材利活用推進事業 (全道3位の「森林都市」として豊 富な森林資源を地域内で積極的に利 用・活用することで経済の活性化を 図るとともに、森林資源を域内で有 効に循環させる仕組みを構築する。)	市	
	増養殖推進事業 ・ホッキ貝資源増大対策 ・ウニ資源増大対策 ・マツカワ資源増大対策 ・ワカサギ養殖	市	
	ふ化事業促進 ・釧路サケマス増殖	市	

・シシヤモふ化事業		
沖合資源増大実験事業 ・ハタハタ等種苗生産 外	市	
沿岸漁場整備開発事業 ・雑海藻駆除 ・ヒトデ駆除	市	
くしろプライド釧魚事業 (釧路の水産資源の消費拡大を推進するため、PR活動や付加価値向上の取組等により、釧路産水産物全体の商品力底上げを図る。)	市 民間	
漁業情報サービス強化事業 (水産資源情報、漁海況情報の提供をしている(一社)漁業情報サービスセンターに対し負担金を支出する。)	民間	
水産加工業活性化支援事業 (商品開発、需要開拓、人材養成、細菌・栄養成分分析等、各種支援事業を行うことにより、水産加工業の高度化を推進する。)	市	
漁業の担い手育成確保事業 (青年漁業者及び新規漁業就業者に対し、各種支援事業を行い、次代を担う漁業後継者の育成・確保を図る。)	市	
くじらのまちづくり推進事業 (釧路の捕鯨の歴史的経過や必要性和鯨食文化の普及・継承を図り、「くじらのまちづくり」を進める。)	市	
漁業被害支援事業 (釧路港に入出する船舶の航行による、原因不明の漁業被害に対する一部を補償する。)	市	
企業誘致促進事業 (地域特性や地域間・企業間のネットワークを生かした、サテライトオフィス等を含む企業誘致に取り組むとともに、釧路市企業立地促進条例に基づく支援制度により、市内における設備投資を促進する。)	市	
地域づくり推進事業	市	

	<p>(移住者目線での地域の新たな魅力創出等を推進し、将来を担う人材力の活性化を図る。また、観光コンテンツの形成及び特産品の魅力や認知度、商品の付加価値向上につながる取組を進めることで、地域の活性化を図る。)</p>		
	<p>農村地域人材育成推進事業 (地域おこし協力隊員を中心とした、釧路の農業の情報発信や就農希望者への支援の実施により、農業の担い手不足の解消を図る。)</p>	市	
	<p>地場産品普及促進事業 (地元への愛着心の醸成に努めるとともに、継続した地産地消の取組による地場産品の普及促進、域内循環の拡大、域外への販路開拓に向けた高付加価値化など、競争力の強化を支援する。また、地域産業プロデューサーを配置し、マーケティング支援事業、創業支援事業、人材育成事業などを実施する。)</p>	市	
	<p>地域産業促進事業 (新産業発掘、特産品開発等の事業展開をする企業等に対し支援を行い、業績向上や経済活性化を促進するとともに、地域産業プロデューサーを配置し、マーケティング支援事業、創業支援事業、人材育成事業などを実施する。)</p>	市	
	<p>中小企業D X推進事業 (地域企業のデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上を推進するため、一般社団法人釧路地域D X推進協会と協業して地域企業へのD X支援を行う。)</p>	民間	
	<p>炭鉱保安確保整備事業 (石炭産業の安定・存続・活性化を図るため、坑内の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して補助を行うとともに、産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業に</p>	市	

より受け入れている外国人研修生と市民の交流事業を実施する。)		
季節労働者冬期間就労対策事業 (季節労働者の冬期間の雇用の安定を図ることを目的として、就労対策事業を実施する。)	市	
中心市街地活性化事業 (市内の空き店舗数の減少と商業集積地区のにぎわい創出を図るため、空き店舗へ新たに新店する中小企業者等に対し、出店に要する経費(改修経費、広告宣伝費、お試し出店に係る家賃)の一部を補助する。また、商工会・商店街のイメージアップやにぎわいを創出する事業に対して経費の一部を支援することにより、商店街等及び個店の競争力強化、商業地域のにぎわいを創出し、活性化を図る。)	市	
ビジネスサポートセンター運営事業 (経済団体等と連携のうえで、事業者の強みを生かす具体的な提案を行う鉏路市ビジネスサポートセンターを整備・運営し、中小企業等の「稼ぐ力」を強化し、地域経済のプラス成長と雇用の創出を図る。)	市	
起業・事業承継推進事業 (経済団体や金融機関等と連携し、事業承継に関する支援体制の構築を図り、各機関と連携した支援施策を実施するなど、市内の中小企業等の円滑な事業承継を推進する。)	市	
鉏路工業技術センター運営事業 (産業技術に関する情報収集・提供、設備機器の利用促進、技術相談・支援、自主研究、企業の技術開発支援、事業化支援などの事業を展開し、地域企業を育成することで、地域産業の振興を図る。)	市	
国内観光客誘致事業 (鉏路地域の観光資源の優位性を生かしたプロモーション活動に取り組	市	

み、観光客の誘客を図る。また、民間団体の取組を支援し、誘致に向けたプロモーションの強化を図る。)		
観光イベント開催事業 (観光・集客・交流を目的としたイベントなど観光行事による地域活性化を図るため、実行委員会に対して補助を行う。)	市	本市への来訪につながり、将来にわたる交流人口・関係人口の増加及び地域経済の活性化に寄与する。
観光ホスピタリティ推進事業 (観光客をおもてなしの心で迎える「ホスピタリティ」意識の醸成と向上を図る。)	市	
水のカムイ観光圏整備事業 (釧路市と弟子屈町の行政や観光団体などで構成する水のカムイ観光圏協議会において、自然共生型の滞在観光地づくりなどを広域連携で進める。また、第3期水のカムイ観光圏整備実施計画に基づき、これまで観光圏で整備してきたネットワーク、インフラ、取組を生かした広域の観光地域の認知度向上を図る。)	民間	
阿寒地域活性化事業 (阿寒丹頂の里エリアの再編及び活性化を図ることで、市民や観光客が集う魅力ある地域づくりを進める。)	市	
M I C E 体制推進事業 (誘致から受入れまでの体制を官民一体となって構築することにより、M I C E 産業を育成し、観光消費額及び入込数の増加を図る。)	市	
海外観光客誘致事業 (台湾をはじめとする東南アジア地域へ釧路の魅力を発信するとともに、観光関係団体と連携し、海外観光客誘客に向けた取組を進める。)	市	
フィッシャーメンズワープ管理運営事業 (観光及び物産の振興を図るとともに、市民の利便の向上及び福祉の増	市	

	進に資する施設である釧路フィッシャーマンズワーフMOOの適切な管理運営を行い、観光振興による地域活性化を図る。)		
	冬季スポーツ大会運営事業 (阿寒湖温泉地区の冬季間の観光振興と青少年の健全育成、地域活性化を目的として、全国規模等のスキー・スケート大会を開催するため、実行委員会に対して補助を行う。)	民間	
	国設阿寒湖畔スキー場備品等整備事業 (国設阿寒湖畔スキー場の備品等の更新により、利用者の安全及び快適な利用サービスの維持、国際大会の円滑な運営を図る。)	市	
	空港拡張整備促進事業 (釧路空港の利用促進のため、関係機関に対する空港整備等の実施の要請等を行う。また、釧路空港へ就航する各航空会社と連携し、利用促進に取り組むとともに、釧路地域への観光客の増加を図る。)	市	
	釧路空港国際化推進事業 (釧路空港への国際定期便及び海外チャーター便の運航を促進し、経済・文化等の国際交流を拡大する。)	市	
	アドベンチャートラベル推進事業 (アドベンチャーツーリズム(以下「AT」という。))旅行者の欧米豪市場からの誘客促進を図るため、2023年に開催された「アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本」(以下「ATWS2023」という。))で構築した海外ATエージェント等とのネットワークを活用し、ひがし北海道エリアの近隣市町村及び地域のDMO・DMC、関係事業者等と連携しながら、ATWS2023後のAT旅行者の誘客強化を図る。)	市民間	
(11)その他	港湾施設整備事業	市	

		<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した港湾施設の計画的な整備 港湾施設改修事業 ・老朽化した港湾施設の計画的な改修 		
		国直轄港湾施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国が行う港湾施設整備 	国	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
釧路市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 宿泊施設

- ・人口減少に応じた需要を予測し、周辺施設と連携した利用の向上、効果的な管理運営を検討する。

イ キャンプ場

- ・トータルコストに対する使用料等の収入の割合が低いことから、使用料等の見直しを検討する。
- ・利用状況、施設の老朽化を見極め、他の施設との統合・規模の縮小・廃止を検討するとともに、人口減少に応じた需要を予測し、周辺施設と連携した利用の向上、効果的な管理運営を検討する。

ウ その他保養観光施設

- ・年間利用者数が少なく、かつ、利用の向上を見込めない施設（利用休止施設や用途転用施設も含む。）については、施設の廃止や民間への売却も視野に入れた施設の在り方を検討する。
- ・利用状況や施設の老朽化を見極め、他の施設との統合や民間への売却又は廃止を検討する。
- ・周辺自治体も含め、文化財等保存施設等の他の公共施設との連携協力により利用者の利便性の向上に努め、道内外からの利用者の増加を図る。

エ 魚揚場

- ・水揚げの状況を勘案し、機能維持に努める。

オ 研究施設

- ・利用者が限定される施設については、利用者への譲渡等について検討する。
- ・ニーズに即した事業展開の工夫など、より効果的な管理運営を検討する。
- ・トータルコストに対する使用料等の収入の割合が低いことから、使用料等の見直しを検討する。

カ 公設地方卸売市場施設

- ・市場施設の管理運営については、施設の老朽化を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営という視点をもって管理方法のあり方について検討を進める。
- ・市場施設の整備に係る投資については、多様化する消費者ニーズを把握し、生産者が安心して出荷できる体制を強化することで青果物の安定供給を図り、市場内事業者の経営を持続可能とするものに重点を置くことで市場事業会計の収益を確保しつつ、市場流通の効率化を見据えた情報通信技術活用の可能性を探る。
- ・老朽改修については、計画的な修繕に努め、現有の施設設備の活用を図る。

キ 港湾施設

- ・維持管理計画に基づく適切な維持管理を実施し、点検結果等をもとに、必要に応じて維持補修を行う。
- ・施設の利用形態や将来的な必要性等を勘案したうえで、施設の改廃も含めた予防保全を検討する。

ク その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

4 地域における情報化

市民の利便性向上のため、高速通信網、移動通信サービス網等の基盤整備や難視聴解消対策、防災通信体制の強化、公共交通の維持・改善を進める。

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設及び情報化

高度情報化社会が一層進展する中、地域間の情報格差の解消及び市民の安全・安心と利便性向上のため、通信基盤の整備がますます求められている。

本市は、面積が広大かつ飛び地を含む特殊な地形で、山間部に集落が散在し中心部との情報通信格差が生じており、さらに難視聴地域も存在することから、高速通信網や移動通信サービス網の基盤整備や難視聴解消対策を進める必要がある。

防災面では、本市は海に面した地震多発地帯にあり、加えて活火山の雌阿寒岳を有することから、市民などへの迅速かつ確実な災害情報伝達手段として重要な防災行政無線をはじめ、災害危険箇所及び火山活動の監視設備、衛星携帯電話等の通信網整備、Ｌアラートの活用など、通信体制の強化充実が必要である。

また、市民の利便性向上のため、業務改革（ＢＰＲ）による行政の効率化を図りながら、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）やマイナンバーカードの効果的な運用をはじめ、情報公開や各種手続のオンライン化などを進めることが重要であり、市民サービスの向上と地域の振興に向け、行政のＤＸを推進するとともに、デジタル技術の利用に不慣れな市民が取り残されないような取組を行いながら、高度情報通信基盤の整備及び多様な分野における情報ネットワークの構築を進める必要がある。

さらに、ＩＴを活用した産業の活性化として、場所にとらわれない就業や起業を可能とするテレワークの取組により労働力の確保を図るほか、市とインターネット・ショッピングモールを展開する企業との間で締結した協定を活用し、市内小規模事業者がインターネットビジネスを進めるための環境を整備することにより販路の拡大を進める必要がある。

(2) その対策

ア 電気通信施設及び情報化

- ① 光ファイバ網等の高度情報通信基盤の整備を促進する。
- ② 敷設した光ファイバ網等の基盤の有効活用を推進する。
- ③ 防災行政無線設備等の情報伝達・通信網の整備を推進する。
- ④ テレビ難視聴区域における難視聴解消設備の改善を図る。
- ⑤ マイナンバーカードの効果的な運用を推進する。
- ⑥ 起業・スタートアップ層など二地域居住者の誘致に向け、コワーキングスペースを設けるなど、テレワーク推進のための環境を整備する。
- ⑦ 市内小規模事業者向け研修会の開催など、インターネットビジネス推進のための環境を整備する。
- ⑧ 行政サービス等におけるＡＩ等のデジタル技術の活用を推進する。
- ⑨ ＤＸやＢＰＲにより行政の効率化を図り、市民の利便性を向上させる。
- ⑩ 市民がデジタル技術のメリットを享受できる環境を整備する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設（防災行政用無線施設）	防災行政無線等整備事業 ・防災行政無線（固定系）設備の更新 ・防災カメラ・サーバー及びシステムの更新 ・衛星携帯電話及び衛星通信機器の整備 外	市	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設（テレビジョン放送等難視聴解消のための施設）	難視聴地域対策事業 （二俣共聴施設、阿寒地域におけるテレビ受信施設の設備更新・修繕等を実施し、安定した視聴環境の維持に努める。）	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	テレワーク等推進事業 （自然環境、資源、文化、人材ネットワーク等を最大限活用して、ワーケーションという新たな切り口で企業進出のハードルを下げつつ、人の流れを創出し、首都圏等からの企業誘致・移住に結び付ける。）	市	
スマート自治体推進事業 （スマート自治体化及び行政手続等のデジタル化の推進のためのシステム等の導入を図る。）		市		

5 交通施設の整備、交通手段の確保

本市の道路交通網は、主に国道及び道道で構成される幹線道路ネットワークと主に市道で構成される生活道路ネットワークで形成されている。

幹線道路ネットワークは港湾及び空港、一次産業等の主要産業地域、各観光施設等を連絡し、円滑な人流及び物流を構築することで、産業及び観光の振興、地域間交流の促進に寄与している。

生活道路ネットワークは市街地の公共施設、医療施設、住宅地等を連絡し、通常時の生活道路としての利用に加え、災害発生時には避難路として機能し、安全で快適な暮らしの形成に寄与している。

昨今の人口減少及び少子高齢化の社会情勢においては、地域振興の更なる促進を図る必要があることから、引き続き、幹線及び生活道路ネットワークの整備を行うとともに、道路の維持管理を適切に行い、安全で円滑な道路ネットワークの形成に努める。

さらには、中心拠点地区に学びや交流の環境を整備することで、にぎわいを創出する。

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市における道路整備については、各道路管理者の連携の下、産業及び観光振興等に資する幹線道路ネットワークの整備や、安全で快適な暮らしの形成に資する生活道路ネットワークの整備が行われてきたところであり、今後は、人口減少及び少子高齢化の進展する社会情勢や、大規模災害に対応した道路ネットワークの形成を図る必要がある。

幹線道路ネットワークについては、高規格幹線道路等の整備により、人流・物流の更なる円滑化及び釧路定住自立圏における地域連携を深めるとともに、多重性を有する交通ネットワークを形成することで、災害発生時における円滑な緊急輸送体制等を構築する必要がある。

また、生活道路ネットワークについては、学校指定通学路等の交通安全対策や釧路市津波避難計画に基づいた避難路の整備等を行い、安全な道路環境を形成する必要がある。

さらに、道路の点検及び維持修繕に係る法制化を受け、道路ストックの計画的な点検及び長寿命化修繕を行うとともに、冬期における除雪体制の充実を図る必要がある。

イ 交通

本市における公共交通機関の果たす役割は、地域間の連携促進、地域住民の足の確保を図るうえで以前にも増して重要となっているが、人口減少や自動車依存の高まりなどにより利用者数の減少が続いており、民間企業におけるバス運行の経営状況は厳しく、路線の維持も困難な状況にある。

今後は、必要不可欠な生活交通路線を確保するために、関係機関と連携・協力し適切な役割分担のもと地域の特性や利用者ニーズに応じ、バス、鉄道の交通網の確保を図っていくとともに、乗合タクシーを含めた新たな交通体系をさらに充実させていく必要がある。

また、コンパクトなまちづくりに向けた、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築も視野に入れて検討していく必要がある。

ウ 農林道等

本市の農道や林道は、第一次産業である農林業の生産の向上、農林産物や関連資材の効率的・効果的な輸送、流通体制の強化のほか、生活基盤として地域振興を進めるうえで重要な役割を果たしている。これらにより、生産機能の活性化と生活環境の改善を図るため、農道、林道関連道の整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- ① 北海道横断自動車道の早期完成を促進する。
- ② 国道の整備を促進する。
- ③ 道道の整備を促進する。
- ④ 市道の幹線道路及び生活道路の体系的な整備を推進する。
- ⑤ 学校指定通学路等における交通安全対策を推進する。
- ⑥ 釧路市津波避難計画に基づいた避難路の整備を推進する。
- ⑦ 道路ストックの点検及び長寿命化修繕を推進する。
- ⑧ 除排雪体制の強化や除雪車両・機械の整備など、冬道安全対策の充実を図る。

イ 交通

- ① 地方バス路線の維持・確保、利便性の向上促進を図る。
- ② J R根室本線・釧網本線の利便性の向上促進を図る。
- ③ 乗合タクシーを含めた新たな交通体系の充実を図る。
- ④ 地域公共交通ネットワークの再編整備を推進する。

ウ 農林道等

- ① 農道整備事業を促進する。
- ② 林道整備を促進する。
- ③ 既存農林道の適切な維持に努める。

エ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 地方バス路線の維持・確保、利便性の向上促進を図る。
- ② 乗合タクシーを含めた新たな交通体系の充実を図る。
- ③ 鉄道高架と釧路駅周辺の再整備を推進し、ひがし北海道の拠点都市にふさわしい都市機能の充実や魅力の向上、にぎわいの創出を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施 設の整備 、交通手	(1) 市町村道（ 道路）	市道整備事業 ・新釧路川左岸通整備事業・星が浦 西通2整備事業・昭和橋通整備事	市	

段の確保

業

- ・ 弥生12号 2 整備事業
路盤・舗装工
L=110m W=8.0~12.0m
- ・ 鉄北東26号整備事業
路盤・舗装工
L=140m W=11.0m
- ・ 新川北 1 線 1 整備事業
路盤・舗装工
L=700m W=8.0m
- ・ 愛国南 4 線 5 整備事業
路盤・舗装工
L=429m W=8.0m
- ・ 愛国東17号 2 整備事業
路盤・舗装工
L=190m W=10.9m
- ・ 鳥取北 5 線 1 整備事業
路盤・舗装工
L=383m W=11.0m
- ・ 鳥取北10線整備事業
路盤・舗装工
L=376m W=11.0m
- ・ 昭和南 7 号整備事業
路盤・舗装工
L=440m W=15.0m
- ・ 昭和西 2 線 2 整備事業
路盤・舗装工
L=183m W=8.0~13.0m
- ・ 星が浦北 1 号整備事業
路盤・舗装工
L=409m W=10.0m
- ・ 星が浦北12号整備事業
路盤・舗装工
L=474m W=10.0m
- ・ 星が浦北16号整備事業
路盤・舗装工
L=488m W=10.0m
- ・ 星が浦北 1 線 1 整備事業
路盤・舗装工
L=818m W=10.0m
- ・ グリーン団地 7 号道路整備事業
路盤・舗装工

	<p>L=254m W=7.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン団地8号道路整備事業 路盤・舗装工 <p>L=178m W=4.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見1丁目2号道路整備事業 路盤・舗装工 <p>L=132m W=6.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上阿寒道路整備事業 路盤・舗装工 <p>L=220m W=5.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中音別10号線整備事業 路盤・舗装工 <p>L=729m W=4.5m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和南8線整備事業 路盤・舗装工 <p>L=499m W=11.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和南6線整備事業 路盤・舗装工 <p>L=222m W=11.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛国南13号整備事業 路盤・舗装工 <p>L=264m W=11.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共栄4号整備事業 路盤・舗装工 <p>L=514m W=15.1~26.9m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共栄川西線整備事業 路盤・舗装工 <p>L=2,784m W=7.5~34.0m</p>		
	<p>道路等維持補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装補修 ・排水整備 	市	
	<p>道路ストック点検事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N=114箇所（法面・土工構造物） ・N=241箇所（道路標識） ・N=7,538基（道路照明灯） ・N=2箇所（トンネル） ・N=1箇所（門型標識） 	市	
	<p>道路ストック修繕事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗裝修繕 ・道路施設修繕 	市	
(1) 市町村道（橋りょう）	<p>橋りょう整備補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕事業 鳥取北橋、 	市	

	別保橋、平穩橋、17線橋、鶴乃恵橋、音別跨線橋、川西橋、長谷川橋、第1号橋、大井橋 外		
	橋りょう点検事業 ・N=175橋（認定橋梁）、N=3橋（認定外橋梁）、N=1橋（横断歩道橋）	市	
(1) 市町村道（その他）	ロードヒーティング整備事業 ・釧路大橋通、久寿里橋通2 外	市	
(2) 農道	農道整備事業	道市	
(3) 林道	林道整備事業	市	
(8) 道路整備機械等	道路整備機械等 ・ショベルローダー、除雪グレーダ、除雪ダンプトラック、ロータリー歩道除雪車、凍結防止剤散布装置、除雪ドーザ（本体+マルチプラウ+ロータリー装置） 外	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	乗合タクシー運行事業 （過疎集落において小規模な公共交通手段を確保することにより、地域住民の利便性向上を図る。）	市	
	コミュニティバス運行事業 （公共交通機関の廃止により移動の利便性が著しく低下した音別地域において、デマンド型コミュニティバスを運行し、住民の日々の生活における交通手段を確保する。）	市	
	生活交通バス路線運行維持対策事業 （生活交通路線として必要なバス路線を維持・確保するため、赤字路線に対して補助金を交付し、利用者の足の確保や利便性の向上を図る。）	市	
	釧路駅周辺整備推進事業 （鉄道高架と釧路駅周辺の再整備（土地利用の適正化・高度化、道路網の再編等）を推進し、ひがし北海道の拠点都市としてふさわしい都市機能の充実や魅力の向上、にぎわいの創出を図る。）	市	
	都市計画関連施策推進事業 （良好な都市環境の形成、コンパクト	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 道路（トンネル、横断歩道橋、門型標識、法面・土工構造物、舗装、ロードヒーティング、道路附属物（道路案内標識、照明灯等））

- ・トンネル、横断歩道橋及び門型標識については、予防保全型管理を実施し、定期点検等に基づき、計画的な修繕を実施する。
- ・その他の施設については、交通量等の路線特性や点検・調査結果を勘案したうえで、修繕の優先度を決定し、計画的な修繕を実施する。

イ 橋りょう

「釧路市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、以下のとおり実施する。

- ・跨道橋・跨線橋や緊急輸送道路に架かる橋りょう等の長寿命化重点橋りょうに位置付けた橋りょうについては、予防保全型管理を実施し、定期点検結果等に基づき、計画的な修繕を実施する。
- ・上記以外の橋りょうについては、一定程度損傷が進行した段階において、定期点検結果に基づき修繕することを基本とする。
- ・修繕の実施に当たっては、構造的不備や修繕費用等を総合的に勘案し、質的向上を目的とした架替について適切に検討するとともに、利用状況等を精査し、未供用扱いや通行止め、廃橋についても適切に検討する。

ウ 河川

- ・日常点検等を踏まえ、施設の状態や変化を把握し適切な維持修繕等により、施設の延命を図る。

エ 港湾施設

- ・維持管理計画に基づく適切な維持管理を実施し、点検結果等をもとに、必要に応じて維持補修を行う。
- ・施設の利用形態や将来的な必要性等を勘案したうえで、施設の改廃も含めた予防保全を検討する。

オ その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

6 生活環境の整備

誰もが安全・安心に暮らしやすい生活環境を整備するため、恵まれた自然環境にある過疎地域の地理的優位性を生かした公園緑地の整備、未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道施設の整備、豊かな環境となる持続可能な下水道施設の整備、資源の有効利用に配慮したごみ処理施設の保全、快適な居住環境づくりと定住の促進に向けた公営住宅等の整備などを計画的に行うとともに、大地震や大津波をはじめ、火山噴火など自然災害等の大規模災害時にも迅速に対応できる防災体制及び消防・救急体制の整備に努める。

(1) 現況と問題点

ア 公園緑地

市民が自然とふれあいながら気軽にスポーツやレクリエーション、コミュニケーションを楽しむ憩いの場、子どもが安心して遊べる場、高齢者の健康増進や介護予防の場を確保するため、公園の整備を図るとともに、釧路市公園施設長寿命化計画に基づき既存公園施設の適切な維持管理を進め、持続可能でコンパクトなまちづくりの観点から、既存の公園施設の機能の集約や再編を実施する必要がある。

また、観光客など市外からの交流人口の増加を図るために、海岸や河川、湿地、森林などの多彩な自然環境や歴史資源等を活用し、観光・交流機能も併せ持つ特色ある公園・緑地、親水空間の整備が求められている。整備に当たっては、阿寒摩周国立公園と釧路湿原国立公園の2つの国立公園をはじめとした恵まれた自然環境を保全しながらその活用を図るとともに、自然と調和のとれた潤いと安らぎのある景観の形成を図る必要がある。

さらに、緑と花の町並みづくりを図る活動の促進などにより、美しく生活しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

イ 水道施設

安全でおいしい水の供給や災害に強いライフラインの確立による安定した給水の確保のため、水道水源の保全や施設・管路の耐震化などを図る必要がある。

また、効率的な水道施設整備による施設機能の維持や災害時等の危機管理の強化などを推進する必要がある。

ウ 下水道施設

快適で住みよい居住環境の確保や安全で快適な水環境の保全をするため、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置促進を図る必要がある。汚水整備はおおむね整備が完了しているが、雨水整備については、道路、河川等の他事業と連携を図るなど、効率的かつ効果的な整備を推進する必要がある。

下水道施設の適正な維持管理のため、老朽化が進行している施設については、「釧路市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、施設の重要度や優先度を考慮し、計画的に改築・更新を進める必要がある。

また、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備による生活排水の適正処理は、公衆衛生の向上や身近な生活環境の保全に役立つとともに、公共用水域の水質保全に資するものである。「釧路市一般廃棄物処理基本計画」に基づく、市全域において生活排水が

適正に処理され、人と自然とが共生する都市づくりはもとより、経済的・効率的な生活排水対策を進める必要がある。

エ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、本市として一体的な収集体制及び処理・処分体制の確立に努めている。また、市民や事業者への意識啓発を積極的に行いながら、分別排出の徹底や生ごみの再資源化、自主的なリサイクル運動や食品ロス削減の取組の促進によるごみの減量化、不法投棄の防止、さらには産業廃棄物の適正処理の促進に努め、循環型社会の形成を進めている。

資源物の中間処理施設であるリサイクルセンター（釧路・音別地域）については、処理機器等の老朽化が進んでおり、大規模修繕や更新を視野に入れた取組が必要である。

一般廃棄物の最終処分場は、中間処理により延命化が図られているが、環境に配慮した適正な施設の維持管理に努めるとともに、埋立の終了に係る整備、また、最終処分場の閉鎖まで継続した維持管理が必要である。

阿寒、音別両地域においては、ダイオキシン等の規制に対応するため焼却施設が廃止されたものの、施設解体を計画的に進める必要がある。

し尿処理については、平成25年度より、本市と3町村の汚水処理施設共同整備事業（M I C S）による共同処理施設を下水処理場内に建設し受け入れており、し尿等を効率的かつ経済的に処理することに努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理の指導に努めている。

オ 火葬場

火葬場は、市民の宗教的儀礼を尊重し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく葬送が行われるために必要な施設である。市内には市町村合併に伴って3箇所の火葬場があり、火葬炉を維持するための定期的な補修等を行うとともに、経年の使用に伴って老朽化が進んだ箇所については、改修等により施設の機能を維持しなければならない。また、高齢者人口の増加に伴い、1日当たりの受入数も増加すると見込まれることから、より効率的な施設運営に努める必要がある。

カ 消防施設

火災、事故、地震や風水害などの災害から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを第一に、消防力や救急搬送体制の強化など、消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、行政、防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを進めている。

消防施設では、建設から40年以上経過し老朽化した施設があり、消防署・消防団の合築等の計画的な更新が必要となっている。

消防体制では、各種災害対応資機材のほか、老朽化した消防車両の更新が必要となっている。

救急体制では、救急事案が増加・多様化し、かつ、救急医療体制も進歩しており、より高度な救急活動が求められている。このため、救急救命士及び指導救命士の養成並びに救急救命士の気管挿管資格の取得など処置範囲の拡大を図るほか、救急業務のDX化、老朽化している救急車両の更新や救急救命活動に必要な資機材の計画的整備が必要となっている。

消防通信体制では、指令設備及び無線設備を使用して、119番受付や出動指令等の災害対応を行い、市民の安全・安心を守っている。このため、指令設備及び無線設備の継続した安定稼働が必須であることから耐用年数を踏まえた計画的な更新及び維持管理が必要である。

予防行政では、防災マイ・まっぷシステム（タンジブル災害対策支援システム）を活用し、それぞれの避難計画地図作成の核となる「防災マイ・まっプランナー」の幅広い継続した養成が必要である。

キ 防災

地震や津波災害をはじめ、激甚化する自然災害から住民の生命と財産を守り、誰もが安心して暮らすことができるよう、防災に係る施設の整備や資機材の調達などによる防災体制の強化、住民の防災意識の向上等、災害に強いまちづくりの推進が必要となっている。

特に本市が位置する太平洋沿岸は、日本海溝・千島海溝沿いにおける巨大地震による大津波が発生した際には、東日本大震災を超える規模の被害が想定されており、避難場所等の整備は急務である。

このため、指定緊急避難場所の整備を進めるとともに、総合防災・被災者支援等のシステムや防災備蓄倉庫等のハード整備のほか、防災備蓄・資機材の調達、ハザードマップの更新、防災意識の向上を図るための住民への啓発活動など、住民の生命と財産を守るための取組を進めていく必要がある。

ク 公営住宅

地域の人口及び世帯数は減少傾向にあるが、快適な居住環境づくりと定住の促進のため、公営住宅等の整備が必要となっている。

このため、多様な市民ニーズに対応した良質な宅地の形成を促進するとともに、安全で安心な住まいづくりに努めている。

また、高齢者・障がい者等への配慮や子育て世帯の支援といった観点を持ちつつ、一部の公営住宅には津波浸水区域における指定緊急避難場所としての機能も備えながら、「釧路市住生活基本計画」及び「釧路市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅等の計画的建替え及び改善を推進する必要がある。

ケ その他

近年、短時間の大雨で道路が冠水する傾向にあり、通行止めによる市民生活への支障が生じており、安全・安心な居住環境が求められていることから、雨水の排水対策が必要である。

また、公衆衛生その他公共の福祉に寄与するため、墓地、斎場等の整備や、公衆浴場の廃業を防止するための施策に努める必要がある。

(2) その対策

ア 公園緑地

- ① 魅力ある公園・緑地づくりや環境美化に向けた取組に努める。
- ② 既存公園等の適切な管理を行う。
- ③ 既存公園施設の機能の集約や再編を実施する。

イ 水道施設

- ① 水道施設の計画的な整備・更新及び延命化の推進を図る。

ウ 下水道施設

- ① 公共下水道事業を推進する。
- ② 特定環境保全公共下水道事業を推進する。
- ③ 下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽設置を推進する。

エ 廃棄物処理施設

- ① ごみの分別と資源リサイクル率の向上により環境負荷の低減を図る。
- ② 既存最終処分場の埋立の終了に係る整備を進める。
- ③ 廃止焼却施設の解体整備を進める。

オ 火葬場

- ② 火葬炉及び火葬場の機能を維持するための必要な維持補修を行う。
- ② 受入数の増加に対応するための、より効率的な施設運営に努める。

カ 消防施設

- ① 消防施設及び消防車両の更新並びに資機材の計画的な整備を図る。
- ② 職員採用枠の拡充等、人材育成に注力し計画的な人材の確保を図る。

キ 防災

- ① 防災情報発信や災害時の情報収集、災害情報の共有などに対応するためのデジタル化や防災DX等の推進を図る。
- ② 指定緊急避難場所や避難路、指定避難所、防災備蓄倉庫の整備・更新や防災備蓄・資機材等の調達・更新を計画的に進める。

ク 公営住宅

- ① 「釧路市住生活基本計画」及び「釧路市公営住宅等長寿命化計画」に基づき公営住宅等の計画的な供給を図る。

ケ その他

- ① 排水路の整備など流下能力の向上に努める。
- ② 墓地、斎場等の適切な管理に努める。

コ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 農村地域等（下水道事業計画区域外）における合併処理浄化槽等の設置を推進する。
- ② 公衆浴場確保対策の推進を図る。
- ③ 環境負荷の低減を図るため、ごみ処理施設の適切な維持に努める。
- ④ 再エネ・省エネ設備等の普及により環境にやさしいまちづくりを推進する。
- ⑤ 自然環境の適正な保護管理及び自然環境保全意識の向上に努める。
- ⑥ 救急資格者の養成を推進する。
- ⑦ 災害時の避難計画に係る防災アドバイザーの養成を推進する。

- ⑧ 市民の災害対応力や防災意識の向上に努める。
- ⑨ 災害時に必要な備蓄資機材等の調達に努める。
- ⑩ Webハザードマップ等の災害情報ツールの整備に努める。
- ⑪ 地域住民による自発的な管理としている街路灯について、維持費や設置費用の一部を助成することで、住民負担の軽減を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1) 水道施設（ 簡易水道）	簡易水道整備事業 ・浄水場設備更新、配水本管整備 外	市	
		農業用水道施設整備事業 ・機能増強工事 ・仕切弁及び空気弁調査及び修繕 ・農業用水道メータ交換工事 ・取水井戸新設工事 ・管路施設改修 外	市	
	(2) 下水処理施 設（公共下水 道）	公共下水道事業 ・雨水管渠の整備、合流管渠の改築 、下水終末処理場の整備及び更新 、中継ポンプ場の整備及び更新 外	市	
		特定環境保全公共下水道事業 ・汚水管渠の整備及び改築、下水終 末処理場の整備及び更新、中継ポ ンプ場の整備及び更新 外	市	
	(3) 廃棄物処理 施設（ごみ処 理施設）	最終処分場整備事業 ・浸出水処理施設工事、埋立地造成 工事 外	市	
		最終処分場設備機器等更新事業 ・浸出水処理施設設備機器更新 外	市	
		ごみ処理施設廃止・解体事業 ・最終処分場埋立終了整備、最終処 分場施設廃止に係る水質検査 外 ・廃止焼却施設解体整備、基本計画 ・実施設計、解体工事 外	市	
		リサイクルセンター管理運営事業 ・中間処理機械等更新 外	市	
		釧路広域連合整備事業 ・基幹的設備改良工事 外	広域連合 等	

(4) 火葬場	斎場整備事業 ・昇雲台斎場火葬炉等維持補修、阿寒町斎場火葬炉等維持補修 外	市	
(5) 消防施設	高機能消防指令施設整備事業 ・高機能消防指令施設更新工事、指令回線イントラ網更新 外	市	
	消防救急デジタル無線設備整備事業 ・消防救急デジタル無線設備部分更新工事	市	
	市民防災センター管理運営事業	市	
	消防資機材等整備事業 ・消防車両更新 ・災害対応用資器材等更新 ・消防水利施設維持管理 外	市	
	消防団資機材等整備事業 ・消防車両更新 ・消防団資器材 外	市	
	大楽毛消防改築事業	市	
	阿寒消防改築事業	市	
(6) 公営住宅	公営住宅建替事業（建設、除却工事外） ・堀川団地C棟建設 ・まりも団地C棟建設 ・グリーン団地C棟建設 外	市	
	公営住宅等ストック改善事業 ・長寿命化工事 外	市	
	公営住宅維持管理事業	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	消防訓練活動事業 （消防隊員の教育機関入校や各種資格取得による人材育成を実施することにより、多様化する災害現場での対応能力向上を図る。）	市	
	救急救命効果向上等事業 ・救急救命士及び指導救命士の養成 ・救急救命士の追加資格取得 ・救急業務のDX化	市	
	防災備蓄・資機材整備等事業 （災害時に必要となる備蓄・資機材について、計画的に整備を推進する。）	市	
	地域防災力向上等事業	市	

	<p>(ハザードマップ等の災害情報ツールの整備や防災講座、防災アドバイザーや防災士の養成等を通じて、災害対応力や防災意識の向上を図る。)</p>		
	<p>公衆浴場確保対策事業 (住民の保健衛生上必要とされる公衆浴場の廃業防止と維持確保のため、経営困難な公衆浴場に対する事業費助成を行う。)</p>	市	
	<p>合併処理浄化槽設置費等補助事業 (生活排水による公共用水域の水質汚濁防止の観点から、家屋が分散し公共下水道などの集合処理が適さない地域において、合併処理浄化槽の普及を促進し生活排水の適正処理を図るとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。)</p>	市	
	<p>e c oライフ促進支援事業 (「第2次釧路市環境基本計画【改定版】」をより積極的に推進するため、再エネ・省エネ設備等の導入費用を補助することにより、釧路市内における再エネ・省エネ設備等の導入促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。)</p>	市	
	<p>ごみ減量化対策事業 (ごみの減量化や食品ロスの削減・リサイクルの推進に対する市民意識の向上を目的に、普及啓発・情報提供を推進するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄のないきれいなまちづくりを目指す。)</p>	市	
	<p>街路灯維持管理事業 (地域住民による自発的な管理としている街路灯について、維持費や整備費用の一部を助成することで、住民負担の軽減を図る。)</p>	市	
(8) その他	<p>墓地整備事業 ・阿寒共同墓地整備、音別公園墓地</p>	市	

	整備 外		
	公園緑化推進事業 (潤いあるまちづくりに寄与する「花と緑」による緑化等を推進する。)	市	
	公園施設長寿命化等改修事業 (都市公園及び条例公園施設の計画的な維持補修等の実施により、施設利用者の安全・安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。)	市	
	都市公園ストック再編事業 (既存の公園施設の機能の集約や再編を実施する。)	市	
	防災DX推進等事業 ・総合防災システム整備 ・被災者支援システム整備 ・防災ドローン整備 外	市	
	防災拠点・避難路整備等事業 ・指定緊急避難場所整備 ・避難路、避難標識等整備 ・指定避難所整備 ・防災備蓄庫整備 ・防災備蓄・資機材整備 外	市	
	ごみ収集運搬事業 ・ごみ運搬車両購入	市	
	清掃センター(古川町)移転改築事業 (災害に強く安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制を確保することを目的としたごみ処理拠点を整備することにより環境衛生水準の維持、住民の安心感の向上を図る。)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 行政系施設

- ・機能や業務の移転により生じた余剰スペースへの、周辺の公共施設の集約化・多機能化を検討する。

- ・更新の際は、人口減少に応じた施設のコンパクト化を図る。
- ・事務所等の更新については、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は民間施設の賃借を検討する。

イ 公園

- ・日常点検等を踏まえ、長寿命化に向けた適切な修繕等を実施し、施設の延命を図る。

ウ 公営住宅

- ・予防保全の観点に基づく日常的な保守点検や計画修繕、改善事業の充実により、ストックの長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減につなげる。
- ・対症療法的な維持管理から予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図ることにより、効果的・効率的な維持管理の実現を目指す。
- ・今後も活用を図る公営住宅等ストックについては、躯体等の長寿命化、居住者の居住性・安全性等の必要性・効果を考慮した上で適切な改善事業を実施する。

エ 供給処理施設

- ・施設本来の目的を十分に果たしているか、利用頻度が極端に下がっていないかなどについて検討を進め、状況に応じて配置の適正化と効率的な管理運営に取り組む。

オ 上水道

- ・耐震診断結果に基づき、耐震基準を満たしていない施設は、耐震化又は耐震補強等を行う。
- ・施設の更新においては、津波等による浸水を想定した対策を検討する。
- ・「釧路市水道管路更新基本計画」に基づき、長期的な水道管路更新事業を実施することで、水道事業を維持する。
- ・地理情報システム（GIS）を活用し、災害・事故時の迅速な対応や計画的な管路整備ができるよう管路等の台帳情報を電子化し、データの一元化を図る。

カ 工業用水道

- ・既存ストックの日常点検を踏まえ修繕等を実施し、適切な維持管理・延命化を図る。

キ 農業用水道

- ・施設の不具合によって営農や社会生活に重大な影響を及ぼすことがないよう適切な維持管理に努めるとともに、「阿寒農業用水道施設長寿命化計画」及び「音別農業用水道施設長寿命化計画」に基づく施設の改修を計画的に行う。

ク 下水道

- ・施設の不具合によって市民の社会生活に重大な影響を及ぼすことがないよう、適切な維持管理に努める。
- ・少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化と、下水道に求められるニーズに適切に対応し、安全で安心な下水道サービスを提供する。
- ・「釧路市下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、施設の重要度等を考慮し、計画的に改築・更新等を実施する。

- ・改築・更新時には将来の人口減少による流入量の減少を見据え、適切な施設規模となるようダウンサイジングを行い、省力・省エネ化を図る。
- ・「上下水道管路情報システム」の施設情報の更新、維持管理情報の入力を適切に行い、計画的かつ効率的な維持管理に努める。

ケ その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

市民がお互いに支え合い、健康で生きがいを持って安心して暮らし、子どもを安心して産み育てられる地域づくりを進めるため、子どもから高齢者まで生涯を通じた市民の健康増進を推進する。

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本市では、多様な需要に対応した保育サービスの提供、児童センターの整備や放課後児童の健全育成活動の支援など、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境づくりに努めてきた。しかし、少子化問題は、社会経済の根幹を揺るがしかねない課題となっている。

子どもは社会の希望であり、未来への力であることから、次代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、総合的な取組が求められており、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき各種施策を展開している。

イ 保健

少子高齢化が加速する中で、生活習慣病の予防や高齢期における体力の維持により健康寿命を延伸し、「健康的な高齢化」を目指すため、生涯を通じた健康増進の推進が必要とされている。

今後、単身世帯の増加や核家族化、多様な働き方、あらゆる分野でのDXの加速化といった社会変化を見据え、市民一人一人が主体的に生活習慣病の予防などに取り組み、健康寿命の延伸を目標として健康増進を推進するとともに、市民・行政・関係団体等のさらなる連携の推進を図る。

ウ 高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者人口は、55,374人（令和7年3月末現在）で、令和2年をピークに減少に転じている。一方、介護ニーズの高い75歳以上の後期高齢者人口は31,194人（同時点）で、人口の20.4%を占め、年々増加していることから、今後も介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。

このような状況の中、現在、「釧路市高齢者保健福祉計画」及び「釧路市介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生きがいづくりや健康づくりはもとより、住み慣れた地域での暮らしを続けられるように、介護予防の取組や、高齢者福祉サービス・介護保険サービスの提供を行うなど、保健・医療・福祉の関係機関が相互に連携し、一体的に施策を推進している。

今後、生産年齢人口の急減に直面することを見据え、「地域包括システム」の深化・推進が求められており、自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の体制の整備を図る必要がある。

表7 後期高齢者の割合 (単位:人, %)

	合計	75歳以上	比率
人口	152,875	31,194	20.4%

(住民基本台帳 R7.3月末現在)

エ 障がい者福祉

令和7年4月1日現在の障がい者数は、身体12,292人（前年対比159人減）、知的3,136人（前年対比102人増）、精神1,985人（前年対比165人増）であり、人口に占める割合は11.4%と年々増加傾向である。また、精神通院医療受給者も増加傾向にあり、今後も、障害福祉サービス利用者及び支援が必要な障がい者の増加が見込まれる。

本市では、「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」に基づき各種施策を実施しているが、今後は、障がい者や介護者の高齢化及び「親亡き後」を見据え、個々の障がい特性とライフステージに沿った支援が求められていることから、保健・医療・教育と福祉の一層の連携の強化と重層的支援を推進する必要がある。

障がい者が身近な地域で安心して生活するためには、人的支援も含めたサービス提供体制の整備と、障害福祉サービスの確保をはじめとする総合的な施策の推進が必要である。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ① 幼児期の教育・保育、児童クラブ活動等を推進する。
- ② 子育てに関する情報提供及び相談・助言等の支援強化、子育て支援事業等の充実を図る。
- ③ ひとり親家庭への支援事業等の充実を図る。

イ 保健

- ① 地域と行政が協働した健康啓発を推進する。
- ② ライフステージに応じた保健予防事業を推進する。

ウ 高齢者福祉

- ① 市民が健康で安心して暮らせるよう、保健福祉サービス施設の適切な維持に努める。
- ② 高齢者の社会活動への参加を通じて生きがいづくりを推進する。
- ③ 高齢者の外出支援や配食サービス事業等の各種福祉サービスの充実を図る。
- ④ 居宅介護サービス事業、施設介護サービス事業、地域密着型介護サービス事業の充実を図る。
- ⑤ 介護予防事業の充実を図り、要支援・要介護状態となることの予防及び進行の防止を推進する。
- ⑥ 高齢者を取り巻く様々な相談に対し、包括的に対応する総合相談機関として、地域包括支援センター機能の充実を図る。
- ⑦ 認知症に対する地域住民の理解を深め、地域で見守り支え合いのできる地域づくりを推進する。

エ 障がい者福祉

- ① 障害福祉サービスの充実を図る。
- ② 地域生活支援の充実を図る。
- ③ 地域生活移行を推進する。
- ④ 障がい（児）者施設の整備を促進する。
- ⑤ 障がいのある人の社会参加活動の充実を図る。

オ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 乳幼児や児童等の健やかな育ちのための遊び場などの環境づくりを推進する。
- ② 多様な保育サービスの充実を図る。
- ③ 子育て世代の経済的負担軽減を推進する。
- ④ 高齢者等の社会活動への参加などまちづくりに通じたコミュニティ活動を促進する。
- ⑤ 公共交通を補完する病院等へのバスの運行により、高齢者等が住みやすいまちづくりを推進する。
- ⑥ 高齢者等の災害時に援護が必要な人の安否確認や支援体制の整備等を推進する。
- ⑦ 障がいのある人の社会参加活動の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て 環境の確保、高齢 者等の保健及び福 祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設（保育所）	法人立保育所整備事業	市		
		児童福祉施設整備事業	民間		
	(1) 児童福祉施設（児童館）	児童福祉施設整備事業	市 民間		
	(1) 児童福祉施設（障害児入所施設）	児童福祉施設整備事業	民間		
	(2) 認定こども園	法人立保育所整備事業	市		
	(3) 高齢者福祉施設（高齢者生活福祉センター）	音別町福祉保健センター改修事業 ・外壁塗装 外	市		
	(3) 高齢者福祉施設（老人福祉センター）	老人福祉センター改修等事業 ・市内14か所 修繕 外	市		
	(3) 高齢者福祉施設（その他）	高齢者福祉施設整備事業		民間	
		柳町・河畔パークゴルフ場管理運営事業		市	
音別町パークゴルフ場整備事業			市		

	・施設内のコース整備、休憩所の補修 外		
(4) 介護老人保健施設	施設整備事業 ・機械浴槽	市	
(5) 障害者福祉施設（その他）	障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズくしろ）施設整備事業 ・修繕 外	市	
	身体障害者福祉センター施設整備事業 ・修繕 外	市	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業	保育所運営協力事業 （週3日以内のパート就労や保護者の傷病、リフレッシュ等で家庭保育ができない児童に対し、緊急・一時的に保育園で保育を実施する。また働きながら子どもを育てる人が利用しやすいよう、障がい児保育などの多様な保育サービス等の充実を図る。）	市	
	放課後子ども広場運営事業・阿寒湖温泉子供交流館運営事業 （児童館がない地域において、既存施設を利用した遊び場を提供することにより、放課後の子どもたちが健やかに育つ環境が構築できるとともに、日中留守になる家庭の児童が安全に過ごすことが可能となる。）	市	
	障害児通所支援事業 （音別地域に居住する障がいのある児童については、対応した施設が同地域にないことから、白糠町子ども発達支援センターの各サービスを利用しているため、白糠町との協定に基づき同センターの運営に要する費用の一部を負担する。）	市	
	一時預かり事業 （私立幼稚園等が実施する預かり保育を推進するため、私立幼稚園等に対して補助金を交付する。）	市	
	保育料の第2子以降無償化 （第2子以降の保育料等を無償化することにより、子育て世帯の経済的	市	

負担の軽減を図り、安心して子どもを を生ま育てることができる環境づくり を推進する。)		
移送サービス事業 (移送用車両でなければ通院が困難な 寝たきり高齢者等の居宅と医療機関 との送迎に係るサービスを行うこと により、寝たきり高齢者等の健康 管理と通院に伴う家族の負担や移送 に要する経費の軽減を図る。)	市	
敬老会(敬老大会)事業 (長年にわたり地域づくりに貢献した 高齢者に敬意を表し、長寿を祝う 事業を開催する。)	市	
基幹相談支援センター事業 (障がい者の相談支援拠点として、 総合的な相談業務(身体障がい・知 的障がい・精神障がい等)を行い、 地域で安心して暮らせるよう支援す る。)	市	
重度障がい児・者等交通費助成事業 (重度障がい児・者の行動範囲の拡大 のため、タクシーの料金及び自動車 の燃料費の一部を助成し、重度障 がい者の社会参加の促進と福祉の増 進を図る。)	市	
障がい者工賃確保推進事業 (庁内各課が発注する修繕等の工事 関係業務のうち、障害福祉サービ ス事業所が受託可能な業務について 当該事業所に委託を行い、障がい者 就労施設の受注機会拡大及び障がい 者の工賃の向上を図る。)	市	
就労支援強化事業 (障がい者の雇用促進のため、職場 実習先を確保し、適性の把握や就労 に必要な訓練を実施する。)	市	
患者等輸送バス運行事業 (公共交通の利用が不便な地域から 市街地にある医療機関等までを結ぶ ため、バスを運行する。)	市	
老人クラブ活動推進事業	市	

	<p>(老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援することにより、高齢者の生きがいを高め、地域の活性化とコミュニティ活動の安定を図る。)</p>		
	<p>高齢者外出促進バス事業 (高齢者の社会参加を促進し、生きがいつくりと健康づくりを推進することを目的として、満70歳以上の方のバス等の利用に対する助成を行う。)</p>	市	
	<p>福祉バス運行事業 (公共交通の利用が不便な地域において、各種団体の交流などの事業実施に当たり福祉バスを運行させることにより、地域市民の福祉向上を図る。)</p>	市	
	<p>高齢者等緊急通報システム事業 (自宅での火災・急病などの緊急時に、簡単な操作で消防本部に通報が可能な機器を設置し、速やかな救護体制を確立することにより、日常生活上の不安の解消及び人命の安全を確保する。)</p>	市	
	<p>介護人材確保事業 (安定的に介護サービスを提供するための根幹となる介護職員の確保・育成の促進等を行う。)</p>	市	
	<p>避難行動要支援者避難支援事業 (共助による地域の防災体制の整備、助け合い・支えあい精神の醸成、避難行動要支援者を支援する町内会等を増やす取組の実施、避難行動要支援者ごとに災害に応じた避難場所の情報などを記載した個別避難計画の作成を推進する。)</p>	市	
	<p>地域安心ネットワーク事業 (地域や社会における関係の希薄化や高齢化の進行により、生活支援の必要な住民が地域から孤立することのないよう、地域住民や民間事業者の協力を得て日常生活や業務の中で</p>	市	

		地域を見守り、必要な支援につなげる。)		
(9) その他	公共施設複合化事業 ・児童館、放課後児童クラブ、集会施設等		市	
	放課後児童健全育成事業実施施設整備事業		市	
	子育て環境充実事業 (乳幼児等を対象とした季節を問わず年間を通して気軽に利用できる屋内遊技場を整備・運営する。)		市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 地区会館等

- ・稼働率が低い、又は老朽化している施設については、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は民間団体への譲渡を図り、保有総量を圧縮する。
- ・指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

イ 保健・福祉施設

- ・稼働率が低い又は老朽化している施設については、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は民間団体への譲渡を図り、保有総量を圧縮する。
- ・直営の施設については、業務委託等による管理運営費の縮減を図る。
- ・指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

ウ 子育て支援施設

- ・施設の老朽化や今後の人口減少に応じた効率的な運営を図るため、他の公共施設との集約化・多機能化を検討するとともに、適切な維持管理に努め、長寿命化を図る。

エ その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

8 医療の確保

釧路地域は「医師少数区域」に該当するなど、医師不足が顕在化しており、医療提供体制に深刻な影響が生じていることから、地域住民が安心して医療を受けることができるよう、医師・看護師等の確保を図ることが重要となっている。また、持続可能な医療提供体制を確立するため、引き続き、本市における一次医療体制の整備を進めるとともに、二次・三次医療への円滑な連携を図るため、医療施設及び医療機器等の整備に努める。

(1) 現況と問題点

全国的に少子高齢化の影響で、あらゆる分野で働き手不足が進んでいる中、釧路地域においては、医療従事者の不足が深刻化してきており、持続可能な医療提供体制を確立するうえで必要不可欠な、医療従事者の確保が困難な状況であることから、その中でも特に医師の確保や定着化を図る施策が必要である。

また、医療施設及び設備等については、年々整備が進められている状況であるが、ますます高度化、多様化する医療や、少子高齢化等により大きく変化する医療需要に応えられるよう、更なる整備を進めるとともに、他の医療機関との連携を強化することなども並行して進めることにより、患者の利便性向上を図る必要がある。

市立釧路総合病院では、良質な医療環境の提供や、三次医療圏を担う地方センター病院としての使命が一層重要となっていることから、新棟建設を含めた増改築事業を実施することにより、救命救急センター・地域災害拠点病院・地域周産期母子医療センター・地域がん診療連携拠点病院等としての機能の充実・強化を図り、患者の視点に立った良質かつ適正な医療体制と限られた医療資源を疲弊させることなく維持することが不可欠である。

市立阿寒診療所と市立音別診療所では、診療科目や医療従事者などが不十分な状況にあることから、市立釧路総合病院との連携体制を密にするなど、地域住民が不安なく生活できるような医療体制を構築する必要がある。

近年は少子化が進み、過疎地域での看護学生の確保が困難となっているとともに、看護師の地域偏在や看護師不足が深刻な状況となっている中、市立高等看護学院では、学生を確保し、その卒業生のほとんどが、市立釧路総合病院をはじめ、地域の医療機関に就職するなど、看護師の確保に大きく貢献している。

今後もしっかりと学生を確保し、誰もが安心できる医療体制の維持充実に一層の力を注ぐためには、魅力ある学院づくりと時代のニーズに合った看護教育の実践が不可欠である。

看護現場におけるニーズの変化に即応するためにも、学修環境の整備と機能の充実を図ることは欠かせず、適宜教材・備品等の整備を行うことが必要である。

(2) その対策

ア 医療

- ① 医療施設・医療機器等の整備を促進する。
- ② 高度医療専門機能の充実を促進する。
- ③ 救急医療体制の整備を促進する。
- ④ 地域医療体制の整備を促進する。
- ⑤ 医師住宅等の整備を促進する。
- ⑥ 医療連携体制の充実を図る。

- ⑦ 看護教育施設及び学修等の環境整備を促進する。

イ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 医師等医療専門職員の安定的確保及び定着化を図る。
 ② 医師等医療専門職員の派遣等により地域医療の安定的確保を図る。
 ③ 看護教育に係る院外講師の安定的確保を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設（ 病院）	市立釧路総合病院病院施設・医療機 械整備事業 ・院舎増改築、医療機械整備	市	
		休日夜間急病センター施設整備事業 ・医療機器整備 外	市	
	(1) 診療施設（ 診療所）	阿寒診療所医療施設整備事業 ・医療機械等整備（全身用X線CT 装置、生化学自動分析装置、検体 検査システム、厨房用食器洗浄機 外）	市	
		音別診療所施設・医療機器等整備事 業 ・医師住宅屋根等改修 ・医療機械等整備	市	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業	ドクターヘリ運航事業 （救急用医療器材を装備し、医師と 看護師が搭乗したドクターヘリの運 航により、治療開始時間及び医療機 関への搬送時間を短縮し、救命率の 向上や後遺症の軽減を図る。）	市	
		阿寒湖畔歯科診療所運営事業 （阿寒湖畔歯科診療所は阿寒本町の 市街地区から約45km離れた温泉地に あり、医療を受ける交通環境として は厳しい地域にあるため運営費の不 足分を補助する。）	民間	
		医療情報ネットワーク事業 （釧路根室地域において電子的デー タベースを保有する保健医療福祉関 係施設が連携し、適切な情報管理及 びシステム運営を行う協議会を運営	市	

	<p>することで、より良質な保健医療福祉サービスの提供が可能となる。)</p>		
	<p>救急医療確保対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日夜間急病センター運営 ・ 在宅当番医制運営 ・ 広域救急医療対策 ・ 休日救急歯科診療所運営 ・ 看護師確保対策 	市	
	<p>医師確保対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市診療所等開設助成金 	市	
(4) その他	<p>高等看護学院学生確保対策事業 (釧路・十勝・根室・オホーツク地域の各高等学校に訪問し、当学院の情報提供及び各校の進路状況等の情報交換と情報収集を図る。)</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 医療施設

- ・ 民間事業者との適切な役割分担を図る。
- ・ 民間事業者では困難で、かつ、市の公共施設として必要性が高いと判断される施設は、長寿命化の取組とともに、他の既存施設の転用など効率的な手法も視野に入れながら整備を図る。

イ 病院施設

- ・ 施設の現状を把握した上で必要な点検箇所や修繕計画を明確にし、施設の長寿命化を図り、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を目指す。
- ・ 不具合が起きた際の修繕実施体制から未然防止を行う予防型の対応への転換を目指す。
- ・ 施設全体を作り替える更新等よりも修繕工事を基本とし、コストを抑えた維持管理を目指す。

ウ その他の施設・普通財産

- ・ 適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

9 教育の振興

市民の生活様式や価値観の多様化が進展する中であって、市民一人一人の個性や能力を発揮できる地域づくりが求められており、誰もがいつ、どこでも自由に学べ、その成果が生かされる地域社会の実現に努める。

また、次代を担う子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域が連携して安心して学べる環境づくりなど学校教育の充実に努める。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連施設

これまで公立学校施設については、児童生徒数や地域の実情等に応じた適正な配置を進めてきた中で、児童生徒の安全と快適な学習環境の確保を図るため、既存施設の耐震補強、長寿命化及び大規模改造などを実施してきた。また、令和4年12月に策定した鉏路市がめざす学校のすがた基本計画に基づき、小中連携・小中一貫教育の効果的な推進のため、施設一体型の義務教育学校の設置を進め、大楽毛地区及び音別地区の小中学校については、既存の校舎を改修したうえで義務教育学校として令和8年4月の開校を予定しており、引き続き学校敷地内の整備を進める必要がある。

教育内容の充実面では、GIGAスクール構想により導入した児童生徒用タブレット端末の更新を進めているが、今後は校内ネットワーク環境の見直しを含めICT教育の継続・拡充や校務DX等に対応できるインフラ整備が必要である。また、未来を担う子どもたちが、自らの可能性を最大限に発揮し着実な歩みを進めるためには、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む必要があることから、個々の教育的ニーズに即した支援の充実を図る必要がある。

さらに、遠距離通学児童生徒の対策として、スクールバスの運行や路線バス利用への通学費補助などを行っている。

新設した学校給食センターについては、令和7年4月から稼働している。今後も安全安心な学校給食の提供を行うため、維持管理に努める必要がある。

幼稚園については、阿寒地域に2園あり、少子化に伴い園児数も減少傾向となっているが、幼児教育の重要性に鑑み、質の高い豊かでのびのびとした幼児教育の実現のため、施設・設備・環境の充実を図る必要がある。

高等学校教育については、地域に密着した個性ある学校づくりや社会変化に対応した教育内容の充実をはじめ、自宅から高校までの距離が遠く通学費が高額となる生徒に対し、通学費や下宿料の助成を行い、過疎地域における就学支援を行っている。

また、私学の良好な教育環境づくりを支援するため私学の振興を図る必要がある。

高等教育については、本市には大学、短期大学、高等専門学校といった高等教育機関があり、様々なエッセンシャルワーカーの確保が課題となっている中で、自立した地域運営を進めるため、地域の実情に即した人材を養成・確保する拠点として、高等教育機関の果たす役割は重要である。今後も市内に立地する各高等教育機関との連携により、高等教育へのアクセス確保を図っていく必要がある。

表9-(1)-① 阿寒地域の公立幼稚園の状況

	園数	園児数	教員数
阿寒地域	2	38	8

(令和6年度学校基本調査)

表9-(1)-② 小中学校の状況

	小学校（義務教育学校前期課程を含む。）				中学校（義務教育学校後期課程を含む。）			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
全市	27	363	6,027	603	17	167	3,549	346

(令和6年度学校基本調査)

表9-(1)-③ 高等教育機関の状況

	学校数	学科数	生徒数	教員数
全市	4	10	2,934	188

(令和6年度学校基本調査)

イ 生涯教育施設

市民意識の多様化や余暇時間の増大により、生涯各期における市民の学習ニーズが高まっていることから、活動拠点となる図書館や生涯学習関連施設等の整備充実を図るとともに、多彩で特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、学習機会の拡充に努めている。

各地域の生涯学習の拠点としては、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館、各集会施設などがあり、学習機会の提供や世代間交流、生涯学習における人材育成などを担っている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が加速度的に進む中において、どのような状況下であっても、誰もが生きがいを感じられる、学びを止めないための取組が求められている。

そのため、ICTなどデジタル社会に対応した学びの機会の創出をはじめ、指導者の減少、参加者の固定化や、多種多様な学習への要求などに対応しながら、自発的な学習への取組を促進していくこと、老朽化する施設などの環境整備等が課題となっている。

また、釧路、阿寒、音別、それぞれの地域の歴史や文化を継承し、各地域の歴史を理解するうえで欠くことのできない貴重な開拓資料や教育資料、埋蔵文化財等の保存・活用により、地域の良さを学ぶ学習などを促進していく必要もある。

一方、市民の健康意識の高まりや趣味としてのスポーツ・レクリエーションの普及に伴い、市民一人一人が生涯にわたって、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツに取り組める環境の整備が求められている。

そのため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に応じた講座をはじめ、スポーツ教室・大会の開催や指導者の育成、スポーツ情報の収集・提供など、日常的にスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、地域スポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの推進を図ることが必要となっている。

スポーツ施設については、各種のスポーツに対応した施設が整備されているものの、合宿や大会などを円滑に実施するためにも、老朽化した施設の改修等が課題となっている。

動物園は、「レクリエーション」「教育」「自然保護」「研究」という4つの目的を持って昭和50年に開園したが、施設・設備の老朽化が進み、改修や新しい展示方法への転換などが喫緊の課題となっている。また、特別天然記念物のタンチョウ及び天然記念物のシマフクロウなど、種の保存のためにも関係施設の整備推進等が必要となっている。

博物館や北斗遺跡ふるさと歴史の広場は、郷土の歴史や自然環境についての学習機会を提供するため、専門の学芸員などによる各種展示などの各種活動等の充実強化や、老朽化した施設・設備の改修、デジタル化の推進等が課題となっている。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

- ① 校舎の大規模修繕や長寿命化改修、既存校舎を活用した施設一体型義務教育学校設置の推進等により、快適で安全な教育環境の整備に努める。
- ② ICT教育の拡充や校務DXに対応した環境整備を図る。
- ③ 遠距離通学児童、生徒のためのスクールバス等の環境整備に努める。
- ④ 教職員住宅の整備や居住環境の向上を図る。
- ⑤ 幼稚園施設を整備し、安全で快適な教育環境の充実を図る。
- ⑥ 学校給食施設の維持管理に努める。
- ⑦ 地域の高等教育へのアクセス確保を図るための取組を推進する。

イ 生涯教育施設

- ① 生涯学習施設やスポーツ施設などの生涯教育施設において、制度やルールの改正、ICTの活用などのデジタル社会に対応する施設整備や既存施設の設備改修及び備品等の整備など環境の充実を図る。
- ② どのような状況下であっても、誰もが生きがいを感じられる、学びを止めないための環境整備に努める。
- ③ 図書館・図書室の整備・充実を図る。
- ④ 生涯学習施設やスポーツ施設の設備充実と計画的な維持補修による利用者の利便性向上を図る。
- ⑤ 子どもから大人まで安心して利用できるよう、公民館施設などの適切な維持に努める。
- ⑥ スポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種スポーツ教室、大会等の開催に努める。
- ⑦ 動物園の魅力向上のため、施設・設備の改修や獣舎・放飼場を含めた展示方法のリニューアルに努める。
- ⑧ タンチョウの保護・増殖の推進のため丹頂鶴自然公園や阿寒国際ツルセンターの整備・充実を努める。また、シマフクロウの保護・増殖の推進のため、動物園のケージや飼育環境の改善に努める。
- ⑨ 博物館や北斗遺跡ふるさと歴史の広場における各種活動等の充実強化とともに、施設・設備の改修等に努める。

ウ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 学習機会の拡充のため、生涯各期に応じた魅力ある講座等の充実を努める。
- ② 各施設の適切な管理運営により、学習機会の確保と利用者の利便性向上に努める。
- ③ 児童生徒に対する健康指導や適切な教育環境の整備に努める。
- ④ 市民の心身の健全な発達と明るく活力ある市民生活の向上を図るため、各地域にある地域スポーツ推進団体の活動の支援、多くの市民が参加できる各種スポーツ大会の開催等、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努める。
- ⑤ 釧路の風土を生かした特色あるスポーツの推進とスポーツ合宿や大会等を通じた地域活性化の取組に努める。

- ⑥ 生涯学習・スポーツなどの指導者の確保や児童生徒をはじめとした市民の活動の支援・充実に努める。
- ⑦ 釧路の豊かな自然やそれを活用してきた歴史を地域資源として発掘し、教育現場や関連団体等に情報発信する。
- ⑧ タンチョウやシマフクロウなどの希少種の保護・増殖や研究、活用を通して、環境保全や生物の多様性、「いのち」の大切さを伝える取組等の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設（校舎）	学校施設長寿命化改良事業	市	
		学校施設統合増改修事業	市	
		情報通信ネットワーク環境施設整備事業	市	
		北陽高校学校施設改修事業	市	
	(1) 学校教育関連施設（屋内運動場）	学校施設長寿命化改良事業	市	
		学校施設統合増改修事業	市	
		情報通信ネットワーク環境施設整備事業	市	
		北陽高校学校施設改修事業	市	
	(1) 学校教育関連施設（教職員住宅）	教職員住宅施設整備事業 ・建設工事、解体工事 外	市	
	(1) 学校教育関連施設（スクールバス・ボード）	スクールバス更新事業	市	
	(1) 学校教育関連施設（給食施設）	学校給食センター維持管理事業 ・既存施設維持管理、修繕 外	市	
	(1) 学校教育関連施設（その他）	教育研究センター再編運営事業 (教職員研修、教育相談、視聴覚教育等のセンター機能の再編も視野に入れた整備を行う。)	市	
	(2) 幼稚園	マリモ幼稚園施設整備事業 ・外壁塗装及び軒天改修工事、屋根改修、屋根葺き替え 外	市	
(3) 集会施設、 体育施設等（ 公民館）	生涯学習センター施設整備事業 ・ホール設備整備、屋内設備維持補修 外	市		
	阿寒町公民館施設整備事業	市		

(3) 集会施設、 体育施設等（ 体育施設）	河畔サッカー場管理運営事業	市	
	湿原の風アリーナ釧路管理運営事業	市	
	テニスコート管理運営事業	市	
	柳町スケート場管理運営事業	市	
	春採アイスアリーナ管理運営事業	市	
	釧路アイスアリーナ管理運営事業	市	
	鳥取温水プール管理運営事業	市	
	大規模運動公園管理運営事業	市	
	鶴ヶ岱武道館管理運営事業	市	
	野球場管理運営事業	市	
	阿寒湖畔スポーツ広場施設整備事業	市	
	阿寒町総合運動公園施設整備事業	市	
	阿寒町スポーツセンター施設整備事業	市	
	音別町スケート場整備事業	市	
	音別町野球場整備事業 ・グラウンド補修整備 外	市	
(3) 集会施設、 体育施設等（ 図書館）	図書館施設整備事業 ・設備の更新、維持補修 外	市	
	音別町ふれあい図書館整備事業 ・受電設備更新 外	市	
(3) 集会施設、 体育施設等（ その他）	交流プラザさいわい施設整備事業 ・屋内設備維持補修 外	市	
	音別町体験学習センター施設整備事業 ・宿泊棟外壁、屋根改修、体育館屋根塗装 外	市	
	こども遊学館環境整備事業 ・館内展示機器装置更新 外	市	
	丹頂鶴自然公園整備事業 ・給水ポンプ修繕、園路舗装補修工事 外	市	
	動物園施設整備事業 ・獣舎改修及び整備工事、園内トイレ改修工事 外	市	
	阿寒国際ツルセンター施設整備事業 ・館内展示設備装置更新 外	市	
(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	図書館資料整備事業 (図書館に配備する図書や各種資料、視聴覚ソフトを購入する。)	市	
	移動図書館バス運行事業	市	

	(遠方の地域へ移動図書館バスを運行することにより、図書利用機会を提供し、生涯学習環境の向上を図る。)		
	こども遊学館運営事業 (科学知識の普及及び啓発に努め、次世代を担う子どもたちの豊かな感性、創造力及び知的好奇心を高めるとともに、世代間交流を推進する。)	市	
	生涯学習センター管理運営事業 (潤い豊かな市民生活の充実を目指し、生涯学習の拠点施設として、いつでも市民に学習する機会を提供し、生涯にわたって学習する機会の拡大と発展を図る。)	市	
	図書館管理運営事業 (図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、調査研究、レクリエーション等を推進する。)	市	
	交流プラザさいわい運営事業 (男女が共に参画する社会の形成に寄与するため市民の学習活動を奨励し、文化、教育及び福祉の向上を図る。)	市	
	特別支援教育推進事業 (障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。)	市	
	学校適応対策推進事業 (学校生活に適応できない児童生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援する。)	市	
	いじめ非行防止対策事業 (いじめ問題の解決のため、早期発見・即時対応するための手立てを講じながら、学校・家庭・関係機関と	市	

連携を図り、総合的にいじめ問題に対処する。)		
外国人英語指導助手活動事業 (諸外国の文化を理解して主体的に活動できる国際感覚や語学力、コミュニケーション能力の向上を図るため、ALT(外国語指導助手)による国際理解教育の充実を図る。)	市	
学力向上推進事業 (基礎的な学習内容の定着や知識・技能の最大限の発揮に向けて、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となった施策を実施し、確かな学力の向上を目指す。)	市	
キャリア教育推進事業 (小中学生を対象に幅広い体験学習の場を提供するなど、学校・家庭・地域が一体となった健全育成の促進と環境整備を図る。)	市	
地域人材育成推進事業 (学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健やかな成長を見守り育むため、地域住民等が学校の教育活動を積極的に支援する体制をサポートするとともに、教育に関するボランティア活動の場の開拓や情報収集・提供などにより、地域を担う人材の育成を図る。)	市	
青少年教育活動事業 (小中学生を対象に多様な交流や体験活動の機会を提供することで、青少年の共同性や社会性の発達、愛郷心の涵養及び自己実現を図る。また、将来の釧路市におけるコミュニティに積極的に参加し、地域の活動を担う青少年の育成を図る。)	市	
学校のあり方検討事業 (少子化等の社会情勢を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境が創出されるよう、適正な学校規模を見直していく。)	市	
不登校対策事業	市	

	<p>(不登校等の児童生徒の背景には、様々な要因が複雑に絡み合い、学校単独では有効な支援を図ることが困難な状況であることから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心とし、関係機関と連携した支援を行う。また、様々な理由により義務教育が未修了である者を対象に教育機会を確保する。)</p>		
	<p>コミュニティ・スクール活用推進事業</p> <p>(コミュニティ・スクールの導入を進めることにより、学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。)</p>	市	
	<p>防災教育推進事業</p> <p>(防災に関する体験的な学習モデルや指導の一助となる資料及び参考素材の提示などの支援を通じ、子どもたちが地震や津波等の自然災害に対する理解を深め、自らの命を守ることができるよう、的確に行動できる実践的な態度を培う防災教育を推進する。)</p>	市	
	<p>家庭教育支援事業</p> <p>(関係者がチームとなって、家庭教育支援活動を進め、家庭教育に関する学習機会の提供を広く行うとともに、親同士のつながり、地域のつながり、学校・行政のつながりを強め、家庭教育力の向上を図る。)</p>	市	
	<p>フィールド制・単位制教育課程事業</p> <p>(フィールド制課程の授業を展開・充実させることにより、進路希望に応じた学習の選択を可能とすることで、自己実現に向けた学力向上の環境の整備を図る。また、並行して単位制への移行を進め、多様な選択科目を開設するとともに、少人数指導</p>	市	

や習熟度別指導などよりきめ細やかな学習指導や地域と連携した活動を進めるなど特色ある学校づくりを目指す。)		
<p>小中学校等コンピュータ導入整備事業</p> <p>(学習用端末の定期的な更新やICT教育に対応した環境整備等を行うとともに、校務支援システム等を活用した学校業務効率化による職場環境の整備を図る。)</p>	市	
<p>口腔健康管理事業</p> <p>(学校における保健管理の一環として、児童の口腔の健康づくりのため、市立小学校においてフッ化物洗口を実施する。)</p>	市	
<p>スポーツ拠点づくり自立促進事業</p> <p>(アイスホッケーの拠点形成及び競技力向上を図るため、全国から選抜されたチームの参加による大会を継続開催する実行委員会への補助を行い、スポーツの振興と地域の活性化を推進する。)</p>	民間	
<p>スポーツ合宿誘致推進事業</p> <p>(各種スポーツ施設の有効活用と地元競技者の技術力の向上など、本市のスポーツ振興に資するため、氷上競技や陸上競技種目を中心に、国内外の競技団体のスポーツ合宿誘致の推進及び受入体制の充実を図る。)</p>	市	
<p>地域スポーツクラブ育成事業</p> <p>(市民の誰もが生涯にわたって気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を拡充するため、市内各地域のスポーツ推進団体の活動を活性化し、地域住民のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの推進を図る。また、地域のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体に対して助成を行い、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を図る。)</p>	市	

	<p>スポーツ振興助成条例補助事業 (全国・全道規模のスポーツ大会の主催団体への開催助成や国際大会等に出場する小中高生等に対する派遣助成を行うことにより、競技スポーツの振興と地域活性化及び地元競技者の技術力の向上を図る。)</p>	市	
<p>市民体育大会開催事業 (多くの市民が参加できる各種スポーツ大会を開催することにより、スポーツへの参加機会の拡大や意識の高揚及び健康体力づくりを推進する。)</p>	市		
<p>鉦路湿原マラソン大会開催事業 (鉦路湿原を満喫しながら、老若男女を問わず手軽にできるマラソンを通じて、健康体力づくりを推進する。)</p>	市民間		
<p>鉦路市スポーツ振興財団自主事業補助金 (友好都市である千葉県八千代市との「ブロンズ像友好鉦路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会」の開催に当たり、運営費の一部を補助することにより、スポーツを通じた地域間交流の促進を図る。)</p>	市民間		
<p>市民健康体力づくり推進事業 (スポーツ教室や交流会の実施により、市民の健康体力づくりを推進する。)</p>	市		
<p>タンチョウ保護増殖事業 (飼育下で繁殖したタンチョウと救護後に回復した野生個体に標識を装着し、追跡調査を行うことにより、保護増殖事業に資するとともに、個体の遺伝的管理を適正に行うために個体識別を確実にし、医療・飼育技術を向上させて収容個体の有効活用を図る。)</p>	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア ホール

- ・ 周辺の公共施設等との集約化・多機能化を図り、保有総量を圧縮する。
- ・ 施設の更新については、稼働率や人口減少に応じた施設等のコンパクト化を図る。
- ・ 指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

イ 図書館

- ・ 直営施設は、業務委託等により管理運営費の縮減を図る。
- ・ 施設によって管理者が異なるため、一元的に管理するなど効率的な管理運営を検討する。

ウ ミュージアム

- ・ 文化財等資料の収蔵施設等は、周辺の公共施設又は類似施設との集約化を図る。
- ・ 利用者ニーズに応じた、効果的な施設整備・運営を図る。
- ・ トータルコストに対する使用料等の収入の割合が低いことから、使用料等の見直しを検討する。

エ 文化財等保存施設

- ・ 他の類似施設との集約化や民営化及び廃止も含めて、今後の施設のあり方を検討する。
- ・ 全ての施設の利用者が減少しているため、多様化する利用者ニーズへ柔軟に対応し、利用率の向上を図る。

オ スポーツ施設

- ・ 利用状況や今後の人口減少に応じた効率的な運営を図るとともに、計画的に集約化・多機能化を検討する。
- ・ 周辺自治体にあるスポーツ施設との機能連携や相互利用についても検討する。

カ 学校教育系施設

- ・ 計画的な長寿命化改修の実施により、改修費の平準化を図る。
- ・ 事後保全型から予防保全型の維持管理に転換することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・ 学校のあり方検討を踏まえ、適正な保有総量となるよう努める。
- ・ 建築物の耐久性向上を図り、修繕サイクルの延長を目指す。
- ・ 日常点検等の結果をもとに、効率的な修繕・改善を推進する。

キ その他の施設

- ・ 適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

10 集落の整備

定住促進につながる集落環境の整備を進めるとともに、中心市街地と適正な機能分担、連携が図られるよう地域の特性を生かしたコミュニティ活動の促進に努め、地域の様々な人々が支えあい、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる集落づくりを推進する。

(1) 現況と問題点

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営むうえで重要な役割を果たしている。本市の集落は、阿寒地域、音別地域を中心として、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在している。

これらの小規模集落の中には、人口の流出などにより、将来的には、その機能の維持が困難となることが予想される地域があるほか、現在でも、生活面での保健・医療・福祉施策の不足、産業面での担い手不足など多くの課題を抱えているため、地域おこし協力隊など、地域外の人材の定着による地域力の維持・強化を図る取組も重要である。

地区会館及びコミュニティセンターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに会合や集いなど多目的な利用に供する場所であり、市民活動促進のための重要な役割を担っているが、いずれも築年数が経過し老朽化が進んでいる。

住宅地の街路灯については、市民生活の安全確保の一環として、地域住民による自発的な管理となっているが、人口の減少や町内会への加入者の減少などにより、市民の負担が増加している。

(2) その対策

ア 集落環境整備

- ① 集落環境の整備による定住促進
- ② 地区会館及びコミュニティセンターの維持補修を行うことにより、安全性・利便性の向上を図る。
- ③ 自治会活動・コミュニティ活動の促進
- ④ 地域おこし協力隊など地域外の人材確保や移住受入体制の整備を図る。
- ⑤ 地域資源を生かした地場製品の開発や普及促進により、地域経済の活性化を図る。

イ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 市有物件等の適切な維持管理に努める。
- ② 街路灯の維持費（電気料金）及び整備費用の一部を助成することで、市民負担の軽減を図り、市民生活の安全を確保する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	コミュニティ施設整備事業 ・コミュニティセンター、地区会館 修繕 外	市	

(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	上音別社会福祉センター解体撤去事 業	市	
---------------------------	-----------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア 地域コミュニティ施設

- ・稼働率が低い、又は老朽化している施設については、周辺の公共施設との集約化・多機能化を図り、保有総量を圧縮する。
- ・直営の施設については、業務委託等により管理運営費の縮減を図る。
- ・指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

イ 地区会館等

- ・稼働率が低い、又は老朽化している施設については、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は民間団体への譲渡を図り、保有総量を圧縮する。
- ・指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

ウ 行政系施設

- ・機能や業務の移転により生じた余剰スペースへの、周辺の公共施設の集約化・多機能化を検討する。
- ・更新の際は、人口減少に応じた施設のコンパクト化を図る。
- ・事務所等の更新については、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は民間施設の賃借を検討する。
- ・地域ニーズに応じた開庁時間のあり方など、効率的な管理運営を検討する。

エ その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

11 地域文化の振興等

本市における文化芸術の振興に関する基本理念である釧路市文化芸術振興計画に基づき、これまで脈々と受け継がれてきた郷土の文化芸術を引き継ぐとともに、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的・計画的に推進する。

また、平成31年4月に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨にのっとり本市が策定した「釧路市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、本市のアイヌ施策を総合的・計画的に推進する。

(1) 現況と問題点

ア 文化芸術の振興

本市では、これまでも市民の自主的な文化芸術活動に対する奨励や支援、様々な優れた文化芸術に触れる取組等に努めてきた。しかし、各種展覧会・展示会等の鑑賞や地域に根ざした文化芸術活動等への参加は十分とは言えず、さらには独自の言語を含むアイヌ文化の担い手不足、文化芸術の各種団体・サークルの減少や高齢化、文化芸術を担う人材の不足など課題も多い。

そのため、今後も釧路市文化芸術振興計画に基づき、市民が子どもの頃から文化芸術に関わることができるような環境の整備、多様な文化芸術の保護・継承・発展及び新たな文化芸術の創造に努める必要がある。

またアイヌ文化に関しては、釧路市アイヌ施策推進地域計画に基づき、アイヌ古式舞踊をはじめとするアイヌ文化の伝統芸能・芸術の保存・伝承・継承・普及啓発等に努める必要がある。

イ 文化財の保護・研究

国の特別天然記念物である「阿寒湖のマリモ」と「タンチョウ」は、本市にとってかけがえのない貴重な文化財であり、その保護保存活動は重要である。今後もこの貴重な特別天然記念物に加え国の天然記念物「春採湖ヒブナ生息地」や、先人から受け継いだ歴史的な文化財や史跡等の保護継承に努める必要がある。

また、国の重要無形民俗文化財に指定されているアイヌの古式舞踊や、地域に根づいた郷土芸能などの伝統文化の文化的価値を調査・研究し、後世に伝えていく必要がある。

(2) その対策

ア 文化芸術の振興

- ① 文化芸術の鑑賞及び参加の機会の充実を図る。
- ② 地域の特性を反映した文化芸術の発展を図る。
- ③ 文化財の保存、活用及び継承を図る。
- ④ アイヌ文化の保存、伝承・継承、普及啓発及び発展を図る。
- ⑤ 子どもたちをはじめ、市民が行う文化芸術活動の支援・充実を図る。
- ⑥ 文化芸術を担う人材の育成を図る。
- ⑦ 文化芸術に係る環境の整備促進を図る。
- ⑧ 文化芸術に係る情報の発信及び交流の促進を図る。

イ 文化財の保護・研究

- ① 特別天然記念物である「阿寒湖のマリモ」と「タンチョウ」の保護・調査研究を推進する。
- ② アイヌ文化、アイヌ古式舞踊に関する情報を収集し、その文化財的価値の保存・継承、振興施策を推進する。
- ③ 国指定史跡等の指定文化財等に関する調査や保存・保護・保全の取組とともに活用を推進する。
- ④ 郷土芸能・伝統行事、祭りなどの情報収集、調査・研究等に努める。

ウ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 各種文化芸術活動及び文化財の保護・研究事業とともに活用を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文 化の振興 等	(1) 地域文化振 興施設等（地 域文化振興施 設）	市民文化会館施設整備事業 ・ホール設備整備、館内設備整備、 外構設備整備 外	市	
		市立美術館施設整備事業 ・館内設備整備 外	市	
		音別町文化会館施設整備事業 ・ホール床改修、屋根張替改修、外 壁改修、内装改修 外	市	
		博物館環境整備事業 ・屋上防水改修、外壁タイル改修 外	市	
		アイヌ政策推進交付金事業 ・阿寒アイヌクラフトセンターカム イニ設置等外構工事 外	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	マリモの保全及び研究事業 (恒久的な保全対策の確立を目標と し、「マリモ保護管理計画」に基づ き、マリモ個体群と生育環境を適切 に保全管理するための調査研究及び 対策を推進する。)	市	
		文化芸術育成支援事業 (市民が活発に文化芸術活動を行う ため、芸術鑑賞事業等魅力ある事業 の実施や地元文化団体の育成支援を 図る。)	市	

	<p>文学館運営事業 （地元文学等の資料の常設展示による、市民が文学に触れる機会の拡充及び文学活動の展開を図る。）</p>	市	
	<p>芸術イベント開催補助事業 （道立釧路芸術館、市立美術館等の芸術鑑賞事業に係る開催補助等により鑑賞機会の拡充を図る。）</p>	市	市民が文化芸術に触れる機会を創出することにより、将来にわたる多様な文化芸術の保存・伝承・継承・普及に寄与する。
	<p>芸術劇場開催事業 （小・中学生を対象に、芸術鑑賞会を各学校の体育館など身近な会場で開催する。）</p>	市	
	<p>地域文化振興助成事業 （市民文化の振興を図るため、文化芸術事業費の助成、文化交流及び情報発信等を行うとともに、文化芸術に係る事業への補助金（運営助成金、事業助成金）の交付や、全道・全国大会に出場する児童・生徒に対する派遣助成金の交付を行う。）</p>	市	
	<p>文化振興助成事業 （阿寒・音別地域において観光イベント事業の立案及び運営を手掛ける団体への事業支援を行い、イベントを通じ郷土愛を深めるとともに、住民相互の交流、親睦を図る。）</p>	市	市民の自主的な活動や地域イベントを支援することにより、将来にわたる地域活力の維持・向上及び地域文化の継承に寄与する。

（４）公共施設等総合管理計画との整合

以下の記載内容については、公共施設等総合管理計画と整合を図りながら実施するものである。

ア ホール

- ・周辺の公共施設等との集約化・多機能化を図り、保有総量を圧縮する。
- ・施設の更新については、稼働率や人口減少に応じた施設等のコンパクト化を図る。
- ・指定管理施設については、より効率的な管理運営を検討する。

イ ミュージアム

- ・文化財等資料の収蔵施設等は、周辺の公共施設又は類似施設との集約化を図る。
- ・利用者ニーズに応じた、効果的な施設整備・運営を図る。
- ・トータルコストに対する使用料等の収入の割合が低いことから、使用料等の見直しを検討する。

ウ 文化財等保存施設

- ・他の類似施設との集約化や民営化及び廃止も含めて、今後の施設のあり方を検討する。
- ・全ての施設の利用者が減少しているため、多様化する利用者ニーズへ柔軟に対応し、利用率の向上を図る。

エ その他の施設

- ・適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却又は売却を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

本市では、令和3年3月に環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために第2次釧路市環境基本計画を策定した。本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を包含しており、地域における温室効果ガスの排出抑制の取組を推進するものである。令和6年3月には計画を改定し、2030年度の二酸化炭素排出量削減目標を48%に引き上げるとともに、再生可能エネルギーの普及や利用促進に関する取組を拡充した。

また、令和5年3月に同法に基づき策定する地方公共団体実行計画（事務事業編）に当たる第5次釧路市地球温暖化防止実行計画を策定し、市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制の取組を推進する。

さらに、令和7年3月には釧路市再生可能エネルギー基本戦略を策定し、本市の豊かな自然環境を守りつつ、地域にひ益する再生可能エネルギーの開発・利用に向けた具体的な数値目標を設定した。

これらの計画・戦略に基づき、地域や公共施設等への省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用を計画的に促進する。

（1）現況と問題点

ア 地域における再生可能エネルギーの利用促進

本市においては、太陽光発電施設の適地として、数多く発電施設が設置されているところであるが、一方で景観や生態系への影響が懸念されている。また、風力や地中熱などは潜在的な利用可能量は多いものの、経済性や技術的・立地的な観点から適地が無く導入が難しいことが分かっている。

木質バイオマスの有効利用も検討が進められているが、設置コストが大きいことや、原料の安定確保などが課題である。

また、道東地域においては再生可能エネルギーを接続するための送電系統の空き容量不足が課題となっている。

イ 公共施設等における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進

本市においては、学校施設などに太陽光発電システムが導入されている。また、温泉熱を利用している施設や、下水道施設では消化ガスをボイラーやガス発電の燃料として活用している。

しかし、施設の耐用年数や費用対効果などの観点から、大半の公共施設では暖房機器等の省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用が進んでいないことが課題となっている。

ウ 再生可能エネルギーの普及啓発

本市においては、設置費の補助などを通して家庭用太陽光発電システムの導入が増えており、市民の再生可能エネルギー利用への理解が進んでいる。また、学校施設に設置した太陽光発電システムは、子どもたちが再生可能エネルギーに触れる機会を創出している。今後は、事業者の再生可能エネルギーの利用を促進していくことが課題である。

(2) その対策

ア 地域における再生可能エネルギーの利用促進

- ① 地域の実情に合わせて再生可能エネルギーが導入されるよう努める。
- ② 木質バイオマスの利用を促進する。

イ 公共施設等における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進

- ① 公共施設での再生可能エネルギー利用を促進する。
- ② 公共施設における省エネ設備等の導入によりエネルギー利用の効率化を促進する。
- ③ 環境配慮契約による再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進する。
- ④ バイオマス（メタンガス）の利用を促進する。

ウ 再生可能エネルギーの普及啓発

- ① 環境省の提唱する国民運動「デコ活」の普及啓発を通して、再生可能エネルギー利用への理解を促進する。

エ 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 家庭向けの再生可能エネルギー利用を促進する。
- ② 事業者向けの再生可能エネルギー利用の普及啓発について検討する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可 能エネ ルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エ ネルギー利用 施設	公共下水道事業 ・消化ガス利用設備の整備及び更新	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	e c oライフ促進支援事業 (「第2次釧路市環境基本計画【改 定版】」をより積極的に推進するた め、再エネ・省エネ設備等の導入費 用を補助することにより、釧路市内 における再エネ・省エネ設備等の導 入促進を図り、脱炭素社会構築に向 けた環境にやさしいまちづくりに寄 与する。)	市	
		農業系バイオマス利用推進事業 (関係機関と連携を図りながら農業 系バイオマスの有効活用を推進する 。)	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 市民が主体のまちづくりの推進

地域の特性を生かした「釧路らしい」まちづくりを進めるためには、市民の力が不可欠であることから、釧路市まちづくり基本条例を制定し、情報共有、市民参加、協働による「市民が主体のまちづくり」を進めている。

また、市民参加のひとつの手段として、旧市町単位に地域協議会を設置し、市民の意見を反映しながらまちづくりを進めている。

さらに市民の自主的な地域づくりを促進するため、市民団体が行う地域の活性化や魅力あるまちづくりに資する事業に対する助成など、各種市民団体・NPOの育成や活性化に努める。

イ 土地及び施設の有効利用

土地利用については、市民の生活や生産活動にとって欠かすことのできない重要な基盤であることから、地域経済の発展、生活環境の向上との調和を図りながら、豊かな自然を守り育て、有効利用を図ることが必要である。

今後とも土地利用関係法令の適切な運用により、本市の持つ雄大な自然や景観との調和を念頭に置き、地域の特性や実情を把握しながら、長期的展望に立った秩序ある土地利用を誘導していく必要がある。

(2) その対策

- ① 情報公開と市民参加により市民と行政のパートナーシップの育成に努める。
- ② 市民が自主的に取り組む地域活性化や魅力あるまちづくりに関する活動を支援する。
- ③ 遊休不動産等の情報を提供し、定住人口及び二地域居住者の増加と遊休不動産の有効活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	輝くまちづくり交付金事業 (市民と行政が協働、連携して公益 的な事業を実施することで、地域や まちの課題を共有し、課題解決を通 じて地域の活性化を図る。(対象： NPO、市民団体、民間事業者等))	市 民間	市民が、自主的 にまちづくりへ参 加する意識作り につながり、将来 的なまちづくりの 市民参加に寄与 する。
		釧路湿原国立公園保全推進事業 (優れた自然の風景地としての保護 、開発等の制限、自然と親しむため	市	

	<p>の情報の提供や利用施設の整備等、 国立公園としての要件に沿って保護 ・保全の普及啓発を図る。)</p>		
	<p>自然環境保全対策事業 (自然環境保全意識の向上と自主的 な取組を促すため、普及啓発を推進 するとともに、野生動植物の適正な 保護管理、春採湖の環境保全対策を 推進する。)</p>	市	

過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	移住定住・長期滞在促進事業 (主に大都市圏在住者の移住や長期滞在、二地域居住を希望している人を対象に受入体制を整備するとともに、長期滞在のビジネス化を進める民間の取組を支援し、地域経済の活性化を図る。また、長期滞在を通じて地元の遊休不動産購入による二地域居住者や移住者の増加につなげていく。)	市	
		国際交流推進事業 (国際交流・協力等を行う市民団体等に対し情報提供や団体間の連携強化の支援を行い、市民の国際理解の促進を図るとともに、市内に在住する外国人や観光等で訪れる外国人が、安心して過ごせるよう受入体制づくりを進め、地域の国際化を図る。)	市	
		姉妹都市等交流推進事業 (姉妹都市等との交流を継続・推進し、地域の国際化及び活性化促進を図る。)	市	
		ふるさと会（札幌・東京）事業 (各ふるさと会の円滑な運営を支援するとともに、郷土の近況やPRなど情報発信を行うことにより、ネットワークの拡大を図り、本市を支える人脈づくりにつなげていく。)	市	
		友好都市交流推進事業 (友好都市である徳島県那賀町との中学生の相互訪問交流により、異なる環境・文化への理解や生徒個々の親睦を深め、郷土の再認識を図る。)	市	
		釧路市スポーツ振興財団自主事業補助事業 (友好都市である千葉県八千代市と	市 民間	

の「ブロンズ像友好釧路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会」の開催に当たり運営費の一部を補助することで、スポーツを通じた地域間交流の促進を図る。)		
人材確保・定着促進事業 (高校を訪問して企業人講話を開催する等、市内企業の認知度向上の取組のほか、奨学金返済支援事業等、企業の採用力向上のための取組を実施し、若年層の市内就職の促進を図る。)	市	
U I J ターン推進事業 (就職マッチング制度の運用とU I J ターン就職個別相談会の開催や移住フェアへの出展等のほか、北海道と連携した施策の展開を進めU I J ターン就職の促進を図る。)	市	
女性求職者就労促進事業 (地域の潜在的労働力である女性の再就職を図るため、就労支援講座、キャリアカウンセリング等を実施し、女性の就労を促進する。)	市	
地域職業訓練センター運営事業 (地域企業未熟練技能者への訓練機会を提供するなど、地域の中小企業における技能士や技能後継者を育成するため、地域職業訓練センターへ助成を行う。)	市	
農村地域人材育成推進事業 (地域おこし協力隊員を中心とした、釧路の農業の情報発信や就農希望者への支援の実施により、農業の担い手不足の解消を図る。)	市	
地域づくり推進事業 (移住者目線での地域の新たな魅力創出等を推進し、将来を担う人材力の活性化を図る。また、観光コンテンツの形成及び特産品の魅力や認知度、商品の付加価値向上につながる取組を進めることで、地域の活性化を図る。)	市	

		男女平等参画推進事業 (釧路市男女平等参画推進条例及びくしろ男女平等参画プランに基づく男女平等参画推進に関する取組を実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とした事業。情報の提供、女性団体等の活動の場の提供、相談や啓発の推進等、男女平等参画センターの機能を生かした各種事業の効果的な展開を図り、男女共同参画社会の実現を目指す。)	市	
		中小企業振興資金貸付対策事業 (中小企業の安定した経営とその基盤の強化などに要する資金の円滑な供給を図るため、中小企業等に対し低利融資のあっせんや利子補給等を行う。)	市	
2 産業の 振興		農業担い手確保対策事業 ・就農相談、担い手研修会開催 外	市	
		野菜経営安定化推進事業 (市内野菜生産農家を対象とした道内の野菜直売所の視察研修を行い、技術力・販売力の向上を図る。)	市	
		農業系バイオマス利用推進事業 (関係機関と連携を図りながら農業系バイオマスの有効活用を推進する。)	市	
		ふき紙普及促進事業 (地域の特産品である蕨の皮を原料とした和紙「富貴紙」の普及促進に取り組むことで、地場産業の振興及び雇用の場の拡大につなげ、地域の活性化を図る。)	市	
		酪農畜産振興事業 (乳牛検定事業や酪農ヘルパー事業を実施する農業協同組合への補助を実施することにより、酪農経営の安定化に資する。)	民間	
		地域材利活用推進事業 (全道3位の「森林都市」として豊富な森林資源を地域内で積極的に利用・活用することで経済の活性化を	市	

図るとともに、森林資源を域内で有効に循環させる仕組みを構築する。)		
増養殖推進事業 ・ ホッキ貝資源増大対策 ・ ウニ資源増大対策 ・ マツカワ資源増大対策 ・ ワカサギ養殖	市	
ふ化事業促進 ・ 釧路サケマス増殖 ・ シシヤモふ化事業	市	
沖合資源増大実験事業 ・ ハタハタ等種苗生産 外	市	
沿岸漁場整備開発事業 ・ 雑海藻駆除 ・ ヒトデ駆除	市	
くしろプライド釧魚事業 (釧路の水産資源の消費拡大を推進するため、PR活動や付加価値向上の取組等により、釧路産水産物全体の商品力底上げを図る。)	市 民間	
漁業情報サービス強化事業 (水産資源情報、漁海況情報の提供をしている(一社)漁業情報サービスセンターに対し負担金を支出する。)	民間	
水産加工業活性化支援事業 (商品開発、需要開拓、人材養成、細菌・栄養成分分析等、各種支援事業を行うことにより、水産加工業の高度化を推進する。)	市	
漁業の担い手育成確保事業 (青年漁業者及び新規漁業就業者に対し、各種支援事業を行い、次代を担う漁業後継者の育成・確保を図る。)	市	
くじらのまちづくり推進事業 (釧路の捕鯨の歴史的経過や必要性和鯨食文化の普及・継承を図り、「くじらのまちづくり」を進める。)	市	
漁業被害支援事業 (釧路港に入出する船舶の航行によ	市	

	る、原因不明の漁業被害に対する一部を補償する。)		
	<p>企業誘致促進事業</p> <p>(地域特性や地域間・企業間のネットワークを生かした、サテライトオフィス等を含む企業誘致に取り組むとともに、釧路市企業立地促進条例に基づく支援制度により、市内における設備投資を促進する。)</p>	市	
	<p>地域づくり推進事業</p> <p>(移住者目線での地域の新たな魅力創出等を推進し、将来を担う人材力の活性化を図る。また、観光コンテンツの形成及び特産品の魅力や認知度、商品の付加価値向上につながる取組を進めることで、地域の活性化を図る。)</p>	市	
	<p>農村地域人材育成推進事業</p> <p>(地域おこし協力隊員を中心とした、釧路の農業の情報発信や就農希望者への支援の実施により、農業の担い手不足の解消を図る。)</p>	市	
	<p>地場産品普及促進事業</p> <p>(地元への愛着心の醸成に努めるとともに、継続した地産地消の取組による地場産品の普及促進、域内循環の拡大、域外への販路開拓に向けた高付加価値化など、競争力の強化を支援する。また、地域産業プロデューサーを配置し、マーケティング支援事業、創業支援事業、人材育成事業などを実施する。)</p>	市	
	<p>地域産業促進事業</p> <p>(新産業発掘、特産品開発等の事業展開をする企業等に対し支援を行い、業績向上や経済活性化を促進するとともに、地域産業プロデューサーを配置し、マーケティング支援事業、創業支援事業、人材育成事業などを実施する。)</p>	市	
	<p>中小企業DX推進事業費</p> <p>(地域企業のデジタル技術を活用し</p>	民間	

た業務効率化や生産性向上を推進するため、一般社団法人釧路地域DX推進協会と協業して地域企業へのDX支援を行う。)		
炭鉱保安確保整備事業 (石炭産業の安定・存続・活性化を図るため、坑内の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して補助を行うとともに、産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業により受け入れている外国人研修生と市民の交流事業を実施する。)	市	
季節労働者冬期間就労対策事業 (季節労働者の冬期間の雇用の安定を図ることを目的として、就労対策事業を実施する。)	市	
中心市街地活性化事業 (市内の空き店舗数の減少と商業集積地区の賑わい創出を図るため、空き店舗へ新たに新店する中小企業者等に対し、出店に要する経費(改修経費、広告宣伝費、お試し出店に係る家賃)の一部を補助する。また、商工会・商店街のイメージアップや賑わいを創出する事業に対して経費の一部を支援することにより、商店街等及び個店の競争力強化、商業地域の賑わいを創出し、活性化を図る。)	市	
ビジネスサポートセンター運営事業 (経済団体等と連携のうえで、事業者の強みを生かす具体的な提案を行う釧路市ビジネスサポートセンターを整備・運営し、中小企業等の「稼ぐ力」を強化し、地域経済のプラス成長と雇用の創出を図る。)	市	
起業・事業承継推進事業 (経済団体や金融機関等と連携し、事業承継に関する支援体制の構築を図り、各機関と連携した支援施策を実施するなど、市内の中小企業等の円滑な事業承継を推進する。)	市	

<p>釧路工業技術センター運営事業 (産業技術に関する情報収集・提供、設備機器の利用促進、技術相談・支援、自主研究、企業の技術開発支援、事業化支援などの事業を展開し、地域企業を育成することで、地域産業の振興を図る。)</p>	市	
<p>国内観光客誘致事業 (釧路地域の観光資源の優位性を生かしたプロモーション活動に取り組み、観光客の誘客を図る。また、民間団体の取組を支援し、誘致に向けたプロモーションの強化を図る。)</p>	市	
<p>観光イベント開催事業 (観光・集客・交流を目的としたイベントなど観光行事による地域活性化を図るため、実行委員会に対して補助を行う。)</p>	市	本市への来訪につながり、将来にわたる交流人口・関係人口の増加及び地域経済の活性化に寄与する。
<p>観光ホスピタリティ推進事業 (観光客をおもてなしの心で迎える「ホスピタリティ」意識の醸成と向上を図る。)</p>	市	
<p>水のカムイ観光圏整備事業 (釧路市と弟子屈町の行政や観光団体などで構成する水のカムイ観光圏協議会において、自然共生型の滞在観光地づくりなどを広域連携で進める。また、第3期水のカムイ観光圏整備実施計画に基づき、これまで観光圏で整備してきたネットワーク、インフラ、取組を生かした広域の観光地域の認知度向上を図る。)</p>	民間	
<p>阿寒地域活性化事業 (阿寒丹頂の里エリアの再編及び活性化を図ることで、市民や観光客が集う魅力ある地域づくりを進める。)</p>	市	
<p>MICE体制推進事業 (誘致から受入れまでの体制を官民一体となって構築することにより、MICE産業を育成し、観光消費額</p>	市	

及び入込数の増加を図る。)		
海外観光客誘致事業 (台湾をはじめとする東南アジア地域へ釧路の魅力を発信するとともに、観光関係団体と連携し、海外観光客誘客に向けた取組を進める。)	市	
フィッシャーマンズワープ管理運営事業 (観光及び物産の振興を図るとともに、市民の利便の向上及び福祉の増進に資する施設である釧路フィッシャーマンズワープMOOの適切な管理運営を行い、観光振興による地域活性化を図る。)	市	
冬季スポーツ大会運営事業 (阿寒湖温泉地区の冬季間の観光振興と青少年の健全育成、地域活性化を目的として、全国規模等のスキー・スケート大会を開催するため、実行委員会に対して補助を行う。)	民間	
国設阿寒湖畔スキー場備品等整備事業 (国設阿寒湖畔スキー場の備品等の更新により、利用者の安全及び快適な利用サービスの維持、国際大会の円滑な運営を図る。)	市	
空港拡張整備促進事業 (釧路空港の利用促進のため、関係機関に対する空港整備等の実施の要請等を行う。また、釧路空港へ就航する各航空会社と連携し、利用促進に取り組むとともに、釧路地域への観光客の増加を図る。)	市	
釧路空港国際化推進事業 (釧路空港への国際定期便及び海外チャーター便の運航を促進し、経済・文化等の国際交流を拡大する。)	市	
アドベンチャートラベル推進事業 (アドベンチャーツーリズム(以下「AT」という。))旅行者の欧米豪市場からの誘客促進を図るため、2023年に開催された「アドベンチャ	市 民間	

		ートラベル・ワールドサミット北海道・日本」（以下「ATWS2023」という。）で構築した海外ATエージェント等とのネットワークを活用し、ひがし北海道エリアの近隣市町村及び地域のDMO・DMC、関係事業者等と連携しながら、ATWS2023後のAT旅行者の誘客強化を図る。）		
3 地域における情報化		テレワーク等推進事業 （自然環境、資源、文化、人材ネットワーク等を最大限活用して、ワーケーションという新たな切り口で企業進出のハードルを下げつつ、人の流れを創出し、首都圏等からの企業誘致・移住に結び付ける。）	市	
		スマート自治体推進事業 （スマート自治体化及び行政手続等のデジタル化の推進のためのシステム等の導入）	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保		乗合タクシー運行事業 （過疎集落において小規模な公共交通手段を確保することにより、地域住民の利便性向上を図る。）	市	
		コミュニティバス運行事業 （公共交通機関の廃止により移動の利便性が著しく低下した音別地域において、デマンド型コミュニティバスを運行し、住民の日々の生活における交通手段を確保する。）	市	
		生活交通バス路線運行維持対策事業 （生活交通路線として必要なバス路線を維持・確保するため、赤字路線に対して補助金を交付し、利用者の足の確保や利便性の向上を図る。）	市	
		釧路駅周辺整備推進事業 （鉄道高架と釧路駅周辺の再整備（土地利用の適正化・高度化、道路網の再編等）を推進し、ひがし北海道の拠点都市としてふさわしい都市機能の充実や魅力の向上、にぎわいの創出を図る。）	市	

		都市計画関連施策推進事業 (良好な都市環境の形成、コンパクトなまちづくりに向けた施策・事業の検討・実施などを進める。)	市	
5 生活環境の整備		消防訓練活動事業 (消防隊員の教育機関入校や各種資格取得による人材育成を実施することにより、多様化する災害現場での対応能力向上を図る。)	市	
		救急救命効果向上等事業 ・救急救命士及び指導救命士の養成 ・救急救命士の追加資格取得 ・救急業務のDX化	市	
		防災備蓄・資機材整備等事業 (災害時に必要となる備蓄・資機材について、計画的に整備を推進する。)	市	
		地域防災力向上等事業 (ハザードマップ等の災害情報ツールの整備や防災講座、防災アドバイザーや防災士の養成等を通じて、災害対応力や防災意識の向上を図る。)	市	
		公衆浴場確保対策事業 (住民の保健衛生上必要とされる公衆浴場の廃業防止と維持確保のため、経営困難な公衆浴場に対する事業費助成を行う。)	市	
		合併処理浄化槽設置費等補助事業 (生活排水による公共用水域の水質汚濁防止の観点から、家屋が分散し公共下水道などの集合処理が適さない地域において、合併処理浄化槽の普及を促進し生活排水の適正処理を図るとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。)	市	
		e c o ライフ促進支援事業 (「第2次釧路市環境基本計画【改定版】」をより積極的に推進するため、再エネ・省エネ設備等の導入費用を補助することにより、釧路市内	市	

		における再エネ・省エネ設備等の導入促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。)		
		ごみ減量化対策事業 (ごみの減量化や食品ロスの削減・リサイクルの推進に対する市民意識の向上を目的に、普及啓発・情報提供を推進するとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄のないきれいなまちづくりを目指す。)	市	
		街路灯維持管理事業 (地域住民による自発的な管理としている街路灯について、維持費や整備費用の一部を助成することで、住民負担の軽減を図る。)	市	
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		保育所運営協力事業 (週3日以内のパート就労や保護者の傷病、リフレッシュ等で家庭保育ができない児童に対し、緊急・一時的に保育園で保育を実施する。また働きながら子どもを育てる人が利用しやすいよう、障がい児保育などの多様な保育サービスの充実を図る等。)	市	
		放課後子ども広場運営事業・阿寒湖温泉子供交流館運営事業 (児童館がない地域において、既存施設を利用した遊び場を提供することにより、放課後の子どもたちが健やかに育つ環境が構築できるとともに、日中留守になる家庭の児童が安全に過ごすことが可能となる。)	市	
		障害児通所支援事業 (音別地域に居住する障がいのある児童については、対応した施設が同地域にないことから、白糠町子ども発達支援センターの各サービスを利用しているため、白糠町との協定に基づき同センターの運営に要する費用の一部を負担する。)	市	
		一時預かり事業	市	

	(私立幼稚園等が実施する預かり保育を推進するため、私立幼稚園等に対して補助金を交付する。)		
	保育料の第2子以降無償化 (第2子以降の保育料等を無償化する。)	市	
	移送サービス事業 (移送用車両でなければ通院が困難な寝たきり高齢者等の居宅と医療機関との送迎に係るサービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の健康管理と通院に伴う家族の負担や移送に要する経費の軽減を図る。)	市	
	敬老会(敬老大会)事業 (長年にわたり地域づくりに貢献した高齢者に敬意を表し、長寿を祝う事業を開催する。)	市	
	基幹相談支援センター事業 (障がい者の相談支援拠点として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい等)を行い、地域で安心して暮らせるよう支援する。)	市	
	重度障がい児・者等交通費助成事業 (重度障がい児・者の行動範囲の拡大のため、タクシーの料金及び自動車の燃料費の一部を助成し、重度障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。)	市	
	障がい者工賃確保推進事業 (庁内各課が発注する修繕等の工事関係業務のうち、障害福祉サービス事業所が受託可能な業務について当該事業所に委託を行い、障がい者就労施設の受注機会拡大及び障がい者の工賃の向上を図る。)	市	
	就労支援強化事業 (障がい者の雇用促進のため、職場実習先を確保し、適性の把握や就労に必要な訓練を実施する。)	市	
	患者等輸送バス運行事業 (公共交通の利用が不便な地域から	市	

市街地にある医療機関等までを結ぶため、バスを運行する。)		
老人クラブ活動推進事業 (老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援することにより、高齢者の生きがいを高め、地域の活性化とコミュニティ活動の安定を図る。)	市	
高齢者外出促進バス事業 (高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりと健康づくりを推進することを目的として、満70歳以上の方のバス等の利用に対する助成を行う。)	市	
福祉バス運行事業 (公共交通の利用が不便な地域において、各種団体の交流などの事業実施に当たり福祉バスを運行させることにより、地域市民の福祉向上を図る。)	市	
高齢者等緊急通報システム事業 (自宅での火災・急病などの緊急時に、簡単な操作で消防本部に通報が可能な機器を設置し、速やかな救護体制を確立することにより、日常生活上の不安の解消及び人命の安全を確保する。)	市	
介護人材確保事業 (安定的に介護サービスを提供するための根幹となる介護職員の確保・育成の促進等を行う。)	市	
避難行動要支援者避難支援事業 (共助による地域の防災体制の整備、助け合い・支えあい精神の醸成、避難行動要支援者を支援する町内会等を増やす取組の実施、避難行動要支援者ごとに災害に応じた避難場所の情報などを記載した個別避難計画の作成を推進する。)	市	
地域安心ネットワーク事業 (地域や社会における関係の希薄化や高齢化の進行により、生活支援の	市	

		必要な住民が地域から孤立することのないよう、地域住民や民間事業者の協力を得て日常生活や業務の中で地域を見守り、必要な支援につなげる。)		
7 医療の確保		ドクターヘリ運航事業 (救急用医療器材を装備し、医師と看護師が搭乗したドクターヘリの運航により、治療開始時間及び医療機関への搬送時間を短縮し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。)	市	
		阿寒湖畔歯科診療所運営事業 (阿寒湖畔歯科診療所は阿寒本町の市街地区から約45km離れた温泉地にあり、医療を受ける交通環境としては厳しい地域にあるため運営費の不足分を補助する。)	民間	
		医療情報ネットワーク事業 (釧路根室地域において電子的データベースを保有する保健医療福祉関係施設が連携し、適切な情報管理及びシステム運営を行う協議会を運営することで、より良質な保健医療福祉サービスの提供が可能となる。)	市	
		救急医療確保対策事業 ・休日夜間急病センター運営 ・在宅当番医制運営 ・広域救急医療対策 ・休日救急歯科診療所運営 ・看護師確保対策	市	
		医師確保対策事業 ・釧路市診療所等開設助成金	市	
8 教育の振興		図書館資料整備事業 (図書館に配備する図書や各種資料、視聴覚ソフトを購入する。)	市	
		移動図書館バス運行事業 (遠方の地域へ移動図書館バスを運行することにより、図書利用機会を提供し、生涯学習環境の向上を図る。)	市	
		こども遊学館運営事業 (科学知識の普及及び啓発に努め、	市	

	次世代を担う子どもたちの豊かな感性、創造力及び知的好奇心を高めるとともに、世代間交流を推進する。)		
	生涯学習センター管理運営事業 (潤い豊かな市民生活の充実を目指し、生涯学習の拠点施設として、いつでも市民に学習する機会を提供し、生涯にわたって学習する機会の拡大と発展を図る。)	市	
	図書館管理運営事業 (図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供するとともに、調査研究、レクリエーション等を推進する。)	市	
	交流プラザさいわい運営事業 (男女が共に参画する社会の形成に寄与するため市民の学習活動を奨励し、文化、教育及び福祉の向上を図る。)	市	
	特別支援教育推進事業 (障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。)	市	
	学校適応対策推進事業 (学校生活に適応できない児童生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援する。)	市	
	いじめ非行防止対策事業 (いじめ問題の解決のため、早期発見・即時対応するための手立てを講じながら、学校・家庭・関係機関と連携を図り、総合的にいじめ問題に対処する。)	市	
	外国人英語指導助手活動事業 (諸外国の文化を理解して主体的に活動できる国際感覚や語学力、コミュニケーション能力の向上を図るた	市	

	め、ALT（外国語指導助手）による国際理解教育の充実を図る。）		
	<p>学力向上推進事業</p> <p>（基礎的な学習内容の定着や知識・技能の最大限の発揮に向けて、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となった施策を実施し、確かな学力の向上を目指す。）</p>	市	
	<p>キャリア教育推進事業</p> <p>（小中学生を対象に幅広い体験学習の場を提供するなど、学校・家庭・地域が一体となった健全育成の促進と環境整備を図る。）</p>	市	
	<p>地域人材育成推進事業</p> <p>（学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健やかな成長を見守り育てため、地域住民等が学校の教育活動を積極的に支援する体制をサポートするとともに、教育に関するボランティア活動の場の開拓や情報収集・提供などにより、地域を担う人材の育成を図る。）</p>	市	
	<p>青少年教育活動事業</p> <p>（小中学生を対象に多様な交流や体験活動の機会を提供することで、青少年の共同性や社会性の発達、愛郷心の涵養及び自己実現を図る。また、将来の釧路市におけるコミュニティに積極的に参加し、地域の活動を担う青少年の育成を図る。）</p>	市	
	<p>学校のあり方検討事業</p> <p>（少子化等の社会情勢を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境が創出されるよう、適正な学校規模を見直していく。）</p>	市	
	<p>不登校対策事業</p> <p>（不登校等の児童生徒の背景には、様々な要因が複雑に絡み合い、学校単独では有効な支援を図ることが困難な状況であることから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心とし、関係機関と連</p>	市	

		携した支援を行う。また、様々な理由により義務教育が未修了である者を対象に教育機会を確保する。)		
		コミュニティ・スクール活用推進事業 (コミュニティ・スクールの導入を進めることにより、学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。)	市	
		防災教育推進事業 (防災に関する体験的な学習モデルや指導の一助となる資料及び参考素材の提示などの支援を通じ、子どもたちが地震や津波等の自然災害に対する理解を深め、自らの命を守ることができるよう、的確に行動できる実践的な態度を培う防災教育を推進する。)	市	
		家庭教育支援事業 (関係者がチームとなって、家庭教育支援活動を進め、家庭教育に関する学習機会の提供を広く行うとともに、親同士のつながり、地域のつながり、学校・行政のつながりを強め、家庭教育力の向上を図る。)	市	
		フィールド制・単位制教育課程事業 (フィールド制課程の授業を展開・充実させることにより、進路希望に応じた学習の選択を可能とすることで、自己実現に向けた学力向上の環境の整備を図る。また、並行して単位制への移行を進め、多様な選択科目を開設するとともに、少人数指導や習熟度別指導などよりきめ細やかな学習指導や地域と連携した活動を進めるなど特色ある学校づくりを目指す。)	市	
		小中学校等コンピュータ導入整備事業	市	

	(学習用端末の定期的な更新やICT教育に対応した環境整備等を行うとともに、校務支援システム等を活用した学校業務効率化による職場環境の整備を図る。)		
	口腔健康管理事業 (学校における保健管理の一環として、児童の口腔の健康づくりのため、市立小学校においてフッ化物洗口を実施する。)	市	
	スポーツ拠点づくり自立促進事業 (アイスホッケーの拠点形成及び競技力向上を図るため、全国から選抜されたチームの参加による大会を継続開催する実行委員会への補助を行い、スポーツの振興と地域の活性化を推進する。)	民間	
	スポーツ合宿誘致推進事業 (各種スポーツ施設の有効活用と地元競技者の技術力の向上など、本市のスポーツ振興に資するため、氷上競技や陸上競技種目を中心に、国内外の競技団体のスポーツ合宿誘致の推進及び受入態勢の充実を図る。)	市	
	地域スポーツクラブ育成事業 (市民の誰もが生涯にわたって気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を拡充するため、市内各地域のスポーツ推進団体の活動を活性化し、地域住民のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの推進を図る。また、地域のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体に対して助成を行い、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を図る。)	市	
	スポーツ振興助成条例補助事業 (全国・全道規模のスポーツ大会の主催団体への開催助成や国際大会等に出場する小中高生等に対する派遣助成を行うことにより、競技スポーツの振興と地域活性化及び地元競	市	

		技者の技術力の向上を図る。)		
		市民体育大会開催事業 (多くの市民が参加できる各種スポーツ大会を開催することにより、スポーツへの参加機会の拡大や意識の高揚及び健康体力づくりを推進する。)	市	
		鉏路湿原マラソン大会開催事業 (鉏路湿原を満喫しながら、老若男女を問わず手軽にできるマラソンを通じて、健康体力づくりを推進する。)	市民間	
		鉏路市スポーツ振興財団自主事業補助金 (友好都市である千葉県八千代市との「ブロンズ像友好鉏路市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会」の開催に当たり、運営費の一部を補助することにより、スポーツを通じた地域間交流の促進を図る。)	市民間	
		市民健康体力づくり推進事業 (スポーツ教室や交流会の実施により、市民の健康体力づくりを推進する。)	市	
		タンチョウ保護増殖事業 (飼育下で繁殖したタンチョウと救護後に回復した野生個体に標識を装着し、追跡調査を行うことにより、保護増殖事業に資するとともに、個体の遺伝的管理を適正に行うために個体識別を確実にし、医療・飼育技術を向上させて収容個体の有効活用を図る。)	市	
9	集落の整備	上音別社会福祉センター解体撤去事業	市	
10	地域文化の振興等	マリモの保全及び研究事業 (恒久的な保全対策の確立を目標とし、「マリモ保護管理計画」に基づき、マリモ個体群と生育環境を適切に保全管理するための調査研究及び対策を推進する。)	市	
		文化芸術育成支援事業	市	

		(市民が活発に文化芸術活動を行うため、芸術鑑賞事業等魅力ある事業の実施や地元文化団体の育成支援を図る。)		
		文学館運営事業 (地元文学等の資料の常設展示による、市民が文学に触れる機会の拡充及び文学活動の展開を図る。)	市	
		芸術イベント開催補助事業 (道立釧路芸術館、市立美術館等の芸術鑑賞事業に係る開催補助等により鑑賞機会の拡充を図る。)	市	市民が文化芸術に触れる機会を創出することにより、将来にわたる多様な文化芸術の保存・伝承・継承・普及に寄与する。
		芸術劇場開催事業 (小・中学生を対象に、芸術鑑賞会を各学校の体育館など身近な会場で開催する。)	市	
		地域文化振興助成事業 (市民文化の振興を図るため、文化芸術事業費の助成、文化交流及び情報発信等を行うとともに、文化芸術に係る事業への補助金(運営助成金、事業助成金)の交付や、全道・全国大会に出場する児童・生徒に対する派遣助成金の交付を行う。)	市	
		文化振興助成事業 (阿寒・音別地域において観光イベント事業の立案及び運営を手掛ける団体への事業支援を行い、イベントを通じ郷土愛を深めるとともに、住民相互の交流、親睦を図る。)	市	市民の自主的な活動や地域イベントを支援することにより、将来にわたる地域活力の維持・向上及び地域文化の継承に寄与する。
11 再生可能エネルギーの利用の推進		e c o ライフ促進支援事業 (「第2次釧路市環境基本計画【改定版】」をより積極的に推進するため、再エネ・省エネ設備等の導入費用を補助することにより、釧路市内における再エネ・省エネ設備等の導入促進を図り、脱炭素社会構築に向	市	

		けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。)		
		農業系バイオマス利用推進事業 (関係機関と連携を図りながら農業系バイオマスの有効活用を推進する。)	市	
12 その他 地域の持続的発展 に関し必要な事項		輝くまちづくり交付金事業 (市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化を図る。(対象：NPO、市民団体、民間事業者等))	市民間	市民が、自主的にまちづくりへ参加する意識作りにつながり、将来的なまちづくりの市民参加に寄与する。
		釧路湿原国立公園保全推進事業 (優れた自然の風景地としての保護、開発等の制限、自然と親しむための情報の提供や利用施設の整備等、国立公園としての要件に沿って保護・保全の普及啓発を図る。)	市	
		自然環境保全対策事業 (自然環境保全意識の向上と自主的な取組を促すため、普及啓発を推進するとともに、野生動植物の適正な保護管理、春採湖の環境保全対策を推進する。)	市	